

第Ⅱ部 各領域における意識と実態

第1章 結婚と家族における意識と実態

今回の調査では、名古屋市における結婚と家族についての意識と実態を調べるために、前回の第6回調査と同様に結婚・家庭生活についての考え方、介護の担い手についての希望、選択的夫婦別氏制度についての考え方、家庭内役割分担の実態をたずねた。さらにそれに加えて、男女の地位の平等感をたずねた。

第6回までの調査と同様の質問内容である、結婚・家庭生活についての考え方、介護の担い手についての希望、選択的夫婦別氏制度についての考え方、家庭内役割分担の実態については、継時的な意識や実態の変化を検討することが期待される。

また、男女の地位の平等感、結婚・家庭生活についての考え方、選択的夫婦別氏制度についての考え方においては、国の調査と同様の質問内容であるため、全国の平均的な結果と比較したこの地域の特徴を見ることができるものと考えられる。

1 男女の地位の平等感について

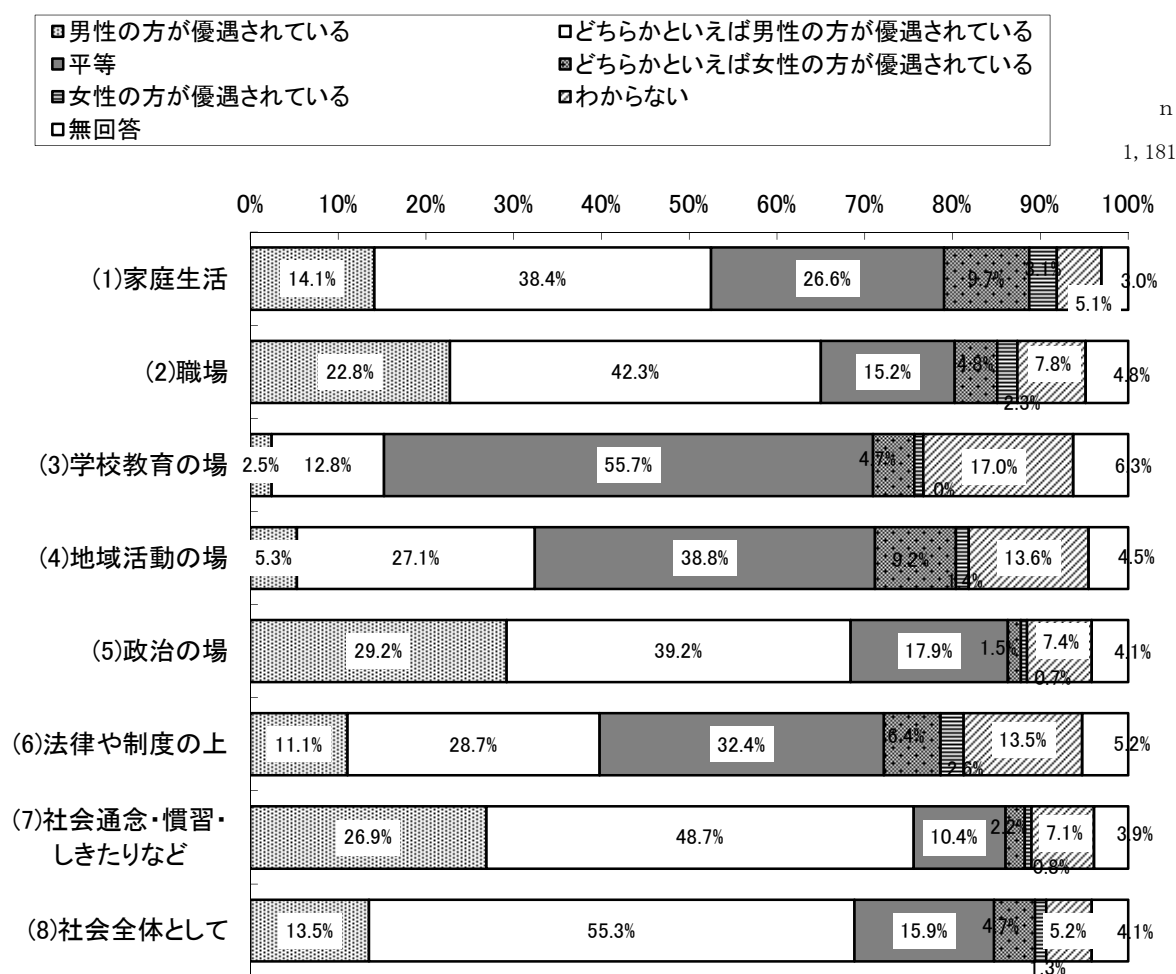
問1 あなたは、次にあげる分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。

男女平等についての考え方について上記の質問を行い、以下の7つの分野ごと、さらに社会全体として、「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」「平等」「どちらかといえば女性の方が優遇されている」「女性の方が優遇されている」「わからない」の6つの選択肢から1つを選択する形式で、回答者の意見をたずねた。

- (1) 家庭生活
- (2) 職場
- (3) 学校教育の場
- (4) 地域活動の場
- (5) 政治の場
- (6) 法律や制度の上
- (7) 社会通念・慣習・しきたりなど
- (8) 社会全体として

まず回答者総数について、8つの項目ごとの回答の違いを見てみたい（図2-1）。

図 2-1 男女の地位の平等感についての考え方



まず「(8) 社会全体として」の回答を見ると、「男性の方が優遇されている」および「どちらかといえば男性の方が優遇されている」への選択を合わせた割合（以下、「男性優遇」とする）は、7割近い値であり、「平等」という回答や「女性の方が優遇されている」「どちらかといえば女性の方が優遇されている」という回答を合わせた割合（以下、「女性優遇」とする）を大きく上回った。

その後7つの分野別に見てみると、「(5) 政治の場」および「(7) 社会通念・慣習・しきたりなど」にかんしては、男性優遇が7割前後であり、社会全体への回答と同様の傾向であった。続いて「(1) 家庭生活」「(2) 職場」にかんしては男性優遇が5割から6割程度であり、やはり男性優遇が多いという傾向が見られた。一方、「(4) 地域活動の場」や「(6) 法律や制度の上」については、男性優遇の回答は3割か4割程度に留まり、平等という回答とそれほど変わらない値であった。さらに「(3) 学校教育の場」においては、平等という回答が5割を超え、男性優遇や女性優遇を大きく引き離した。

したがって、男女平等の考え方にかんしては、学校教育の場や法律や制度の上といった、理念が実現されやすい分野においては、平等であるという意識がもたれやすいが、家庭生活や職場といった日常生活の分野や、社会通念・慣習・しきたりといった不文律な分野、さらに政治の場においては、男性の方が優遇されているという考え方が多くを占めることが明らかとなった。

これ以下では、これらの8つの項目ごとに結果を概観したい。なお、この8つの質問項目は本調査において今回初めて導入されたものであるため、名古屋市の経年的な変化を検討することはできないが、内閣府による「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成21(2009)年実施の全国調査)の回答結果と比較して検討を進めることとする。

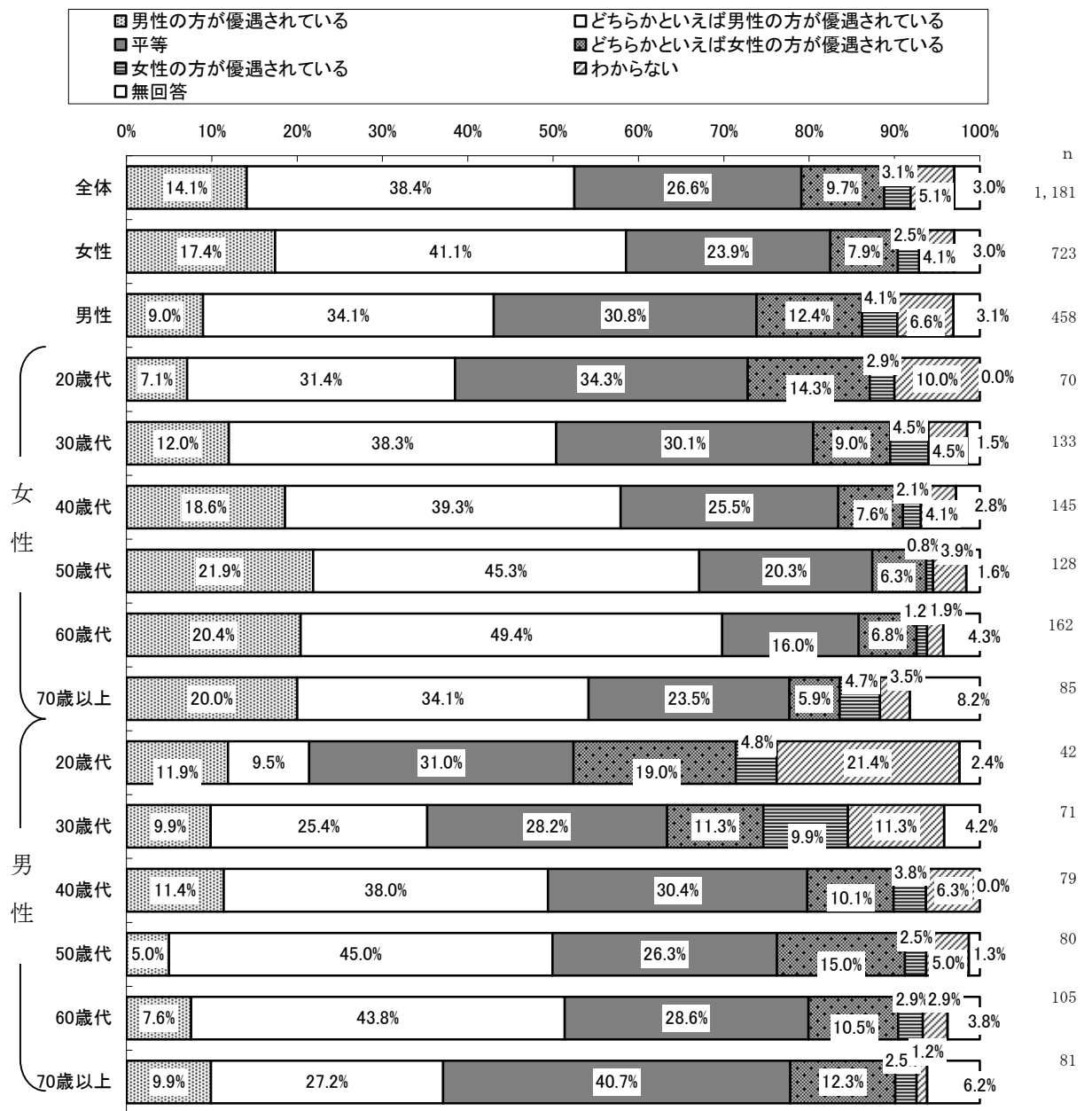
(1)「家庭生活」

「家庭生活において男女の地位は平等になっているか」という問いに対して、男性優遇という回答は52.5%であり、平等26.6%や女性優遇12.8%を大きく上回った(図2-2)。内閣府による世論調査では、男性優遇の回答は46.5%とやはり多くを占めていたが、その一方で平等という回答も43.1%と同程度であった。したがって、名古屋市の家庭生活においては、全国平均よりも男性が優遇されると感じている人の割合がかなり高いことが分かった。

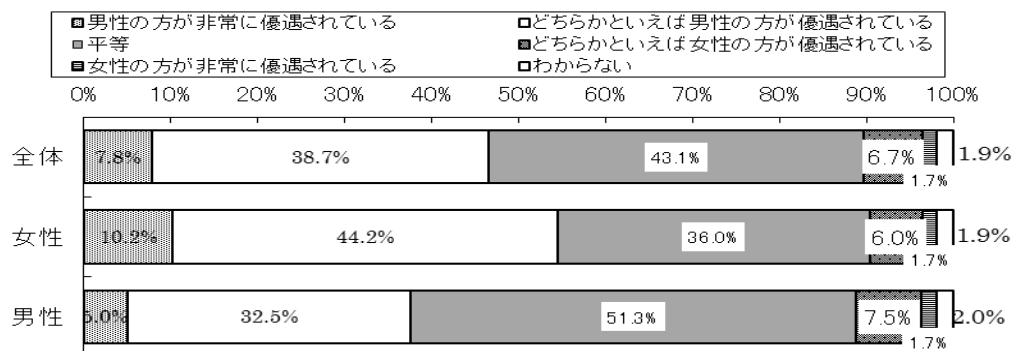
性別で見ると、男性優遇の割合は女性が男性よりも約15ポイント高かったことから、女性の方が自らの地位をより低いと感じている傾向が見られた。平等感については、地位が低いと感じている方が、よりその状況を敏感に受け止める傾向があると言えるだろう。

また年代による差を見てみると、60歳代から20歳代にかけて、年代が低いほど男性優遇の感じ方が少なくなる傾向が見られた。したがって、若いほど男女の不平等感が軽減していると言える。ただし70歳代では男性優遇の回答は50歳代や60歳代より減り、代わりに平等という回答が増えた。これは、職業生活を終えた年代では、家庭生活において男女の地位はやや平等に近づくことを表していると考えられた。

図 2-2 「家庭生活」における男女の地位の平等感



(参考) 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査(平成 21(2009)年 10 月実施)」の結果

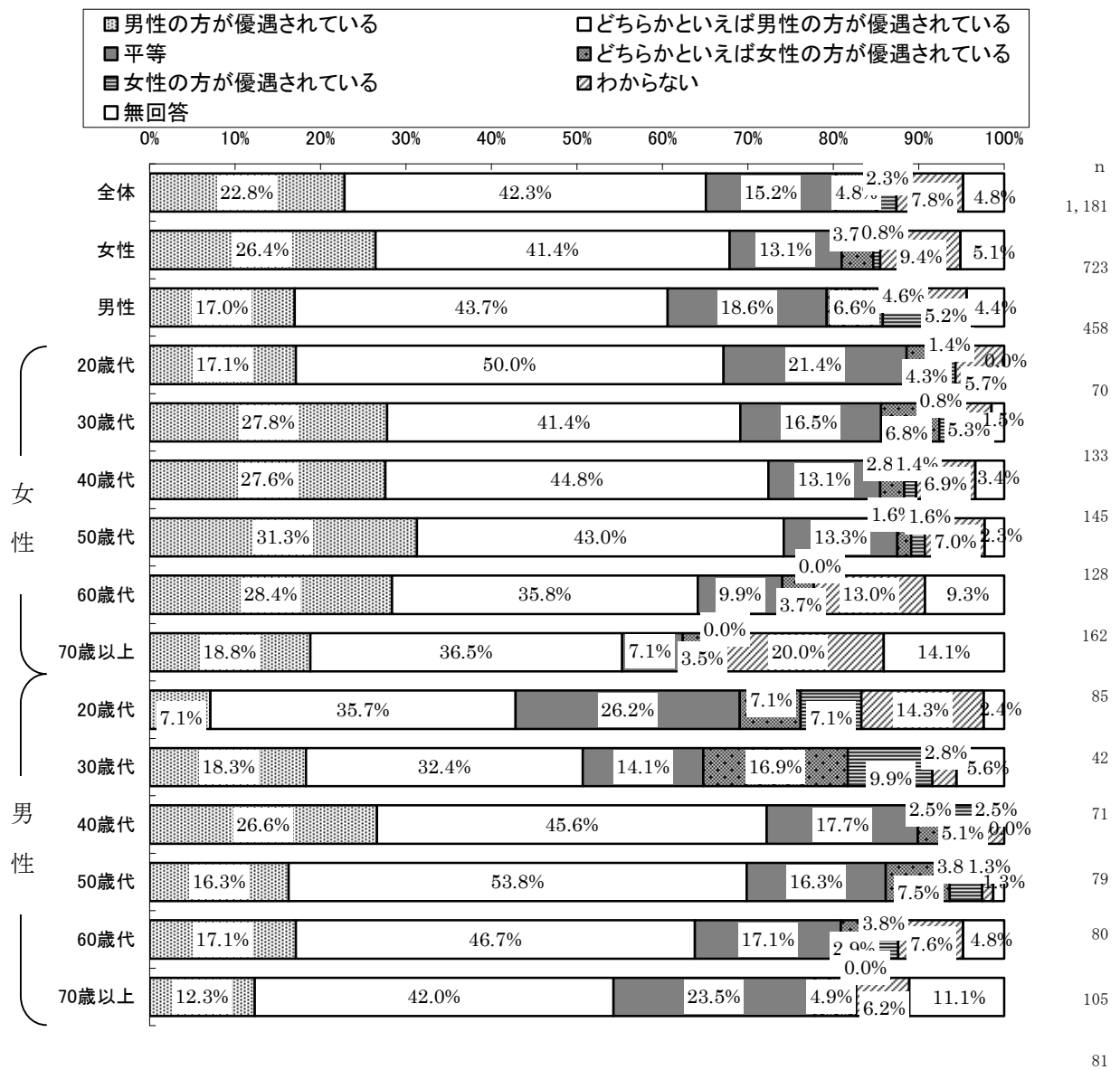


(2)「職場」

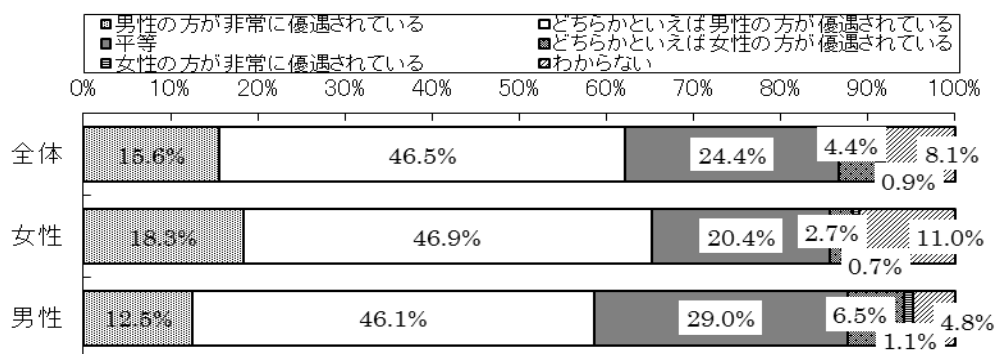
「職場において男女の地位は平等になっているか」という問いに対して、男性優遇という回答は 65.1%であり、平等 15.2%や女性優遇 7.1%を大きく上回った（図 2-3）。したがって、半分以上の人が職場において男性が優遇されていると感じていることが分かった。内閣府調査では、男性優遇の回答は 62.1%、平等の回答は 24.4%、女性優遇の回答は 5.3%であり、ほぼ類似の傾向を示したといえるだろう。

性別で見ると、男性優遇という回答の割合は女性が男性よりもやや高い値を示しており、これも全国の傾向と同様であった。これに年代別の検討を加えると、女性の場合はどの年代においても男性優遇の回答が多数を占めているのに対して、男性の 20 歳代や 30 歳代では男性優遇の回答は 4 割から 5 割に留まり、代わりに 20 歳代では平等という回答が、30 歳代では女性優遇という回答が、いずれも 3 割弱を占めていることが特徴的といえた。したがって、若い男性においては、男性が優遇されている意識が比較的少ない傾向が見られた。なお、60 歳代と 70 歳代以上における男性優遇の割合は低くなっているが、これは分からないという回答が増えたため、相対的に低くなったものと考えられる。

図 2-3 「職場」における男女の地位の平等感



(参考) 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査(平成 21(2009)年 10 月実施)」の結果

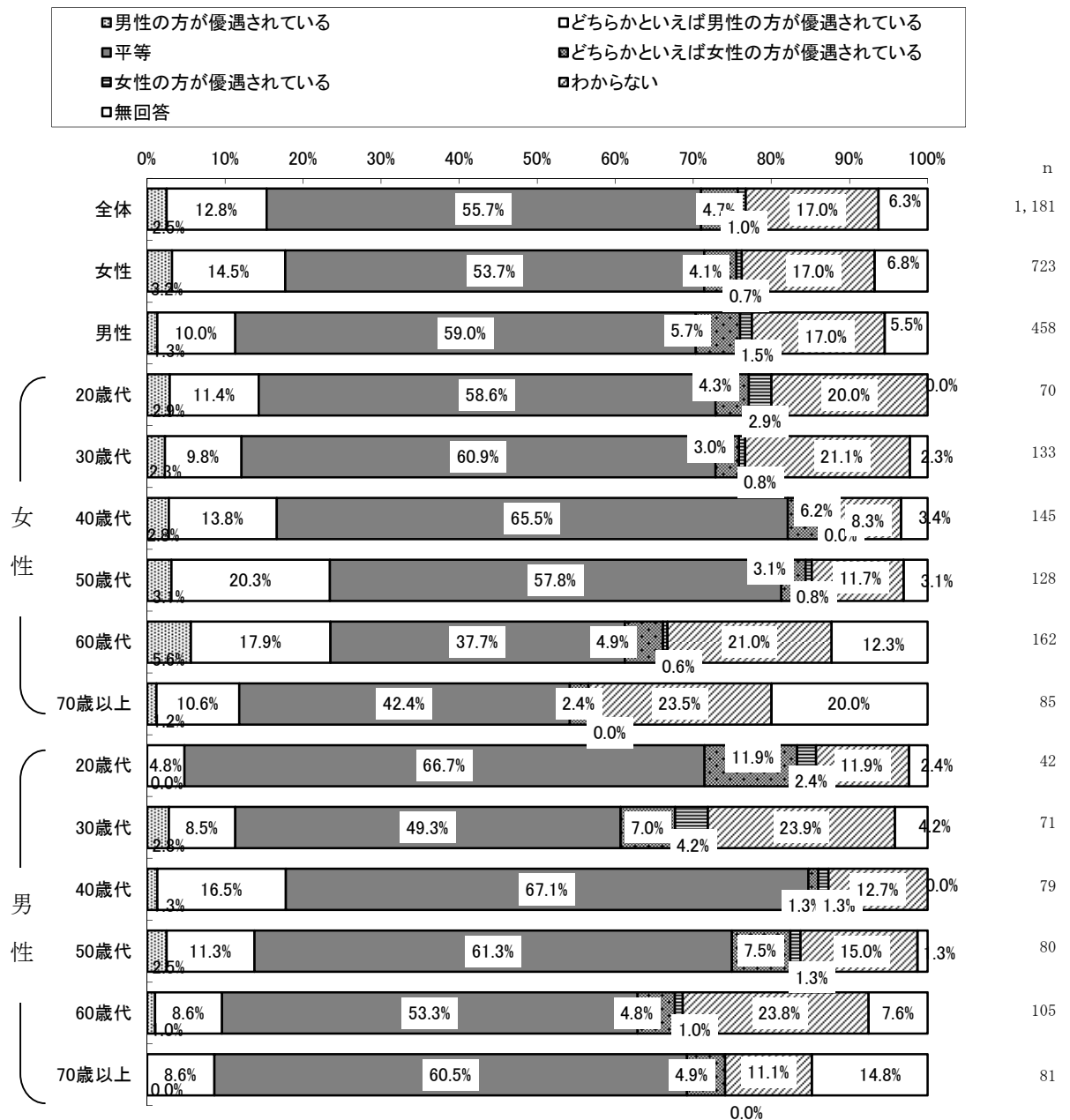


(3)「学校教育の場」

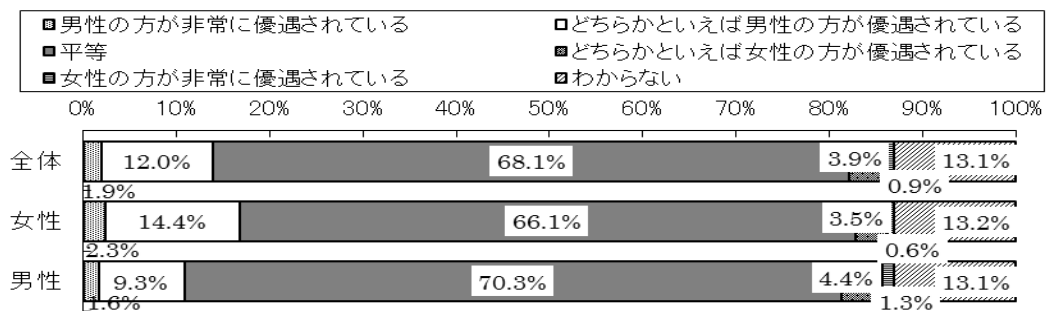
「学校教育の場において男女の地位は平等になっているか」という問いに対して、平等という回答が 55.7%であり、男性優遇 15.3%や女性優遇 5.7%を大きく上回った(図 2-4)。したがって、学校教育の場については、男女平等という意識が過半数を占めることが分かった。内閣府調査では、平等の回答は 68.1%、男性優遇の回答は 13.9%、女性優遇の回答は 4.8%であったことから、名古屋市における平等感は全国平均をやや下回ってはいるものの、過半数を占めている点では同様の傾向を示していると言える。

性別による差、および年代による差はそれほど顕著ではなかった。なお、この質問項目への回答の特徴として、「わからない」という回答が他の項目よりも比較的多い傾向であることが挙げられる。これは、成人である回答者が、学校教育の場を身近に感じていない場合があることを反映していると考えられる。

図 2-4 「学校教育の場」における男女の地位の平等感



(参考) 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査(平成 21(2009)年 10 月実施)」の結果



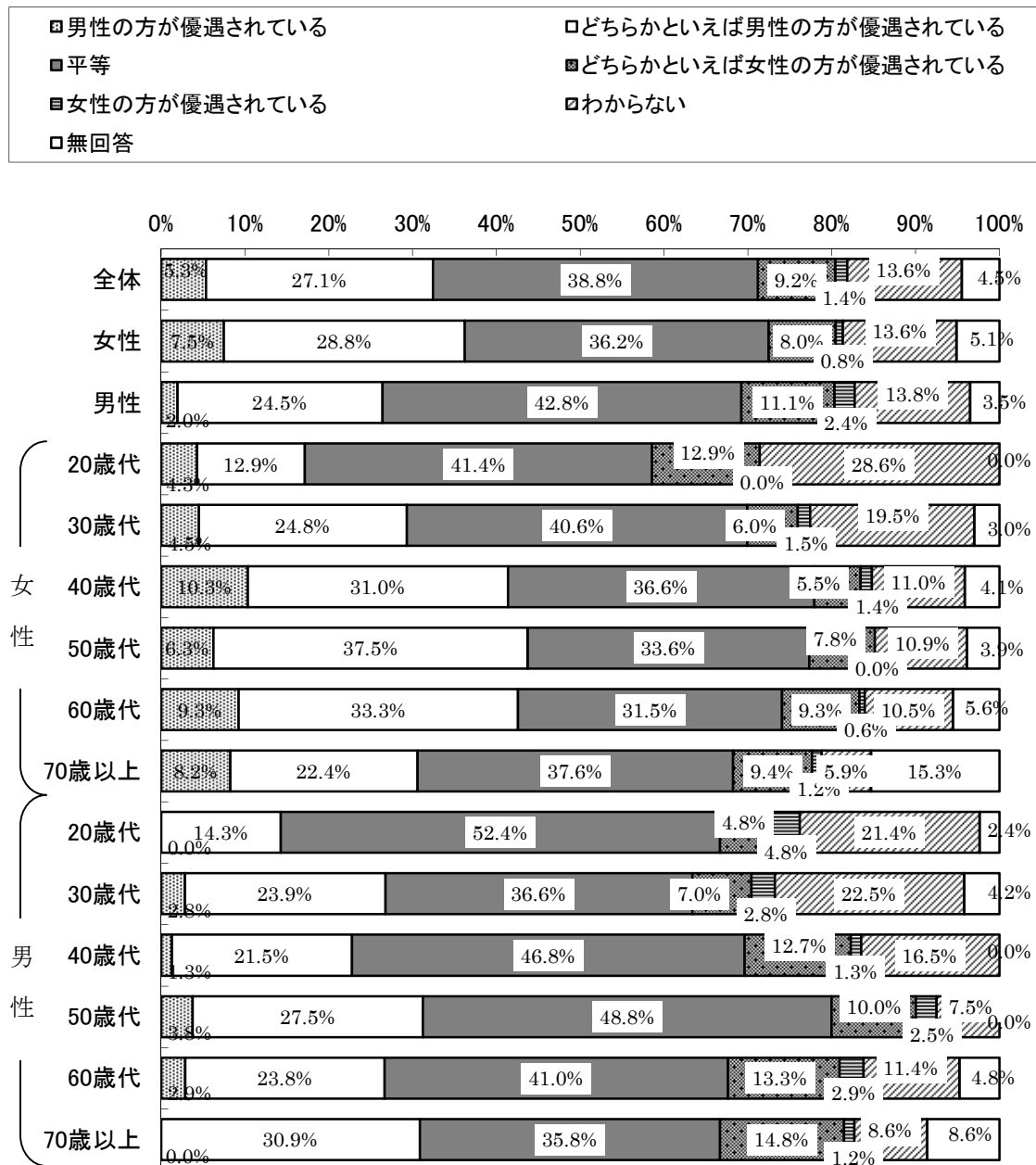
(4)「地域活動の場」

「地域活動の場において男女の地位は平等になっているか」という問いに対して、平等という回答 38.8%と男性優遇という回答 32.4%がほぼ同じ割合を占め、女性優遇という回答は10.6%の低い割合に留まった(図2-5)。内閣府調査では、平等の回答が51.0%と過半数であり、次いで男性優遇の割合が 34.7%、女性優遇の割合が 7.0%であった。したがって地域活動の場での男女の平等感については、名古屋市では全国の傾向よりも、平等という意識が低く、代わりに男性が優遇されているという意識が高いものといえた。

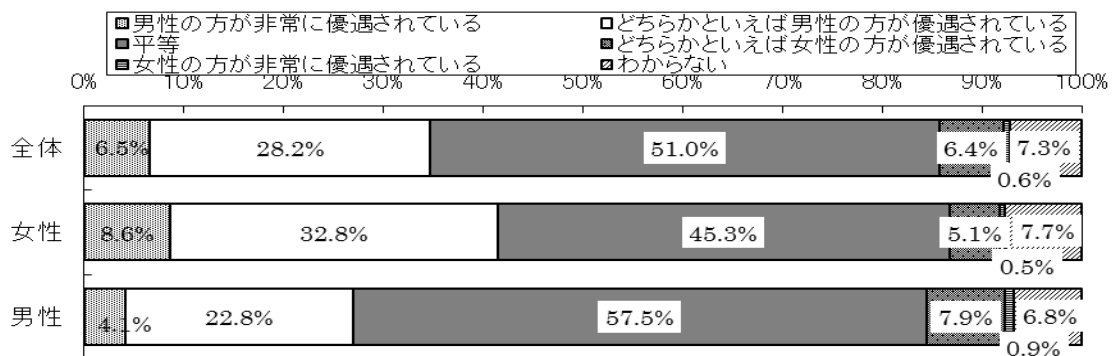
性別で見えてみると、女性では男性優遇と平等の回答がいずれも約 36%と同程度であったのに対して、男性では平等という回答が4割を超え、代わりに男性優遇という回答が少なかった。したがって、地域活動の場については、男性は平等という意識が強い一方で、女性においては男性優遇という意識も同じ程度強いことが分かった。

この傾向を年代別に検討すると、男性ではどの年代においても平等という回答の割合が最も多かった。女性においては、20 歳代と 30 歳代の若い年代では平等という回答が4割を占めて最も多い一方で、40 歳代から 60 歳代の女性では、男性優遇の割合が多く4割を超えていることが特徴的といえた。PTAや自治会といった地域活動については、40 歳代から 60 歳代の方が若い年代よりも実際に参加している割合の多いことが推測され、その経験が反映されている可能性があると考えられた。

図 2-5 「地域活動の場」における男女の地位の平等感



(参考) 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査(平成 21(2009)年 10 月実施)」の結果

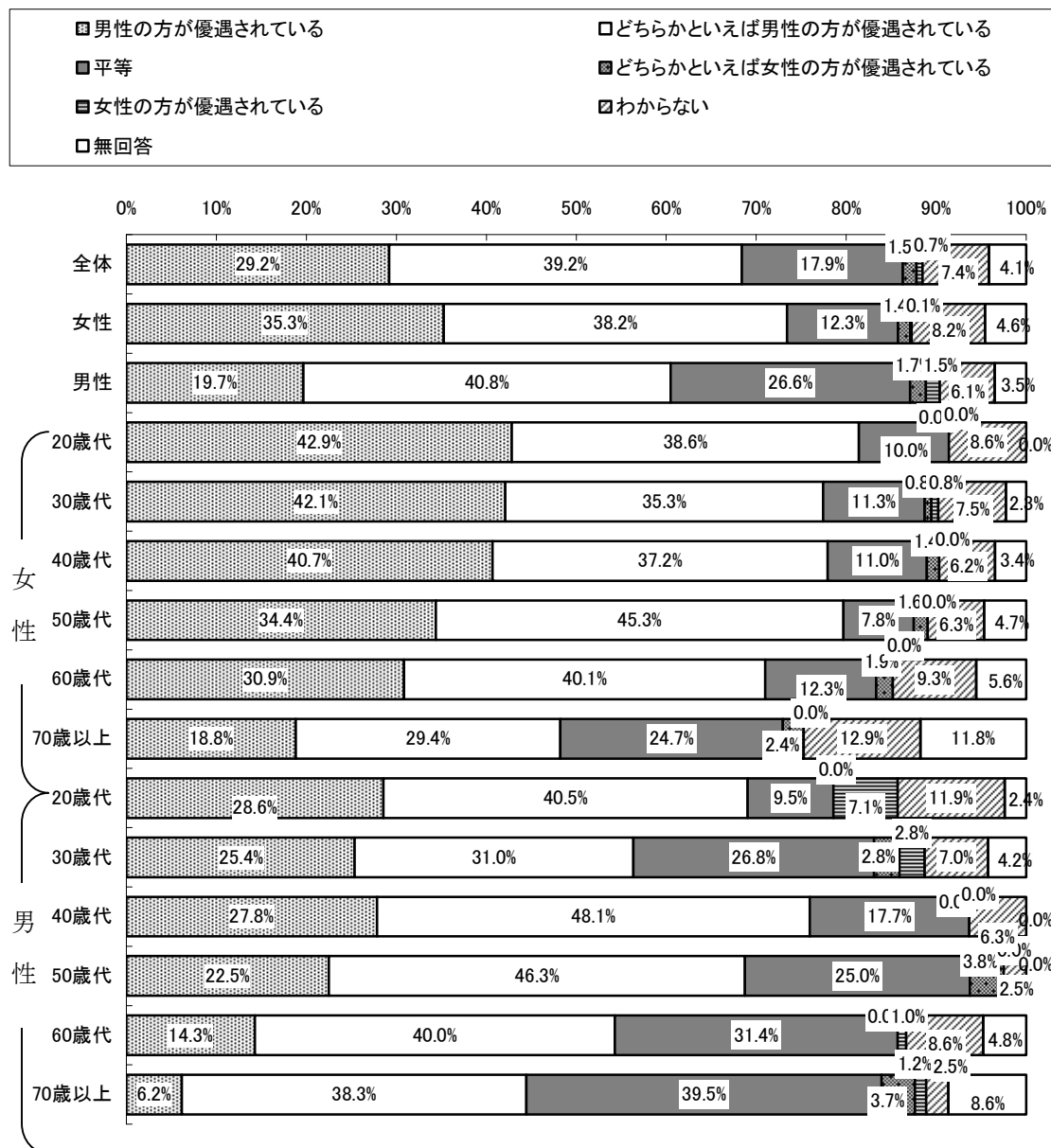


(5)「政治の場」

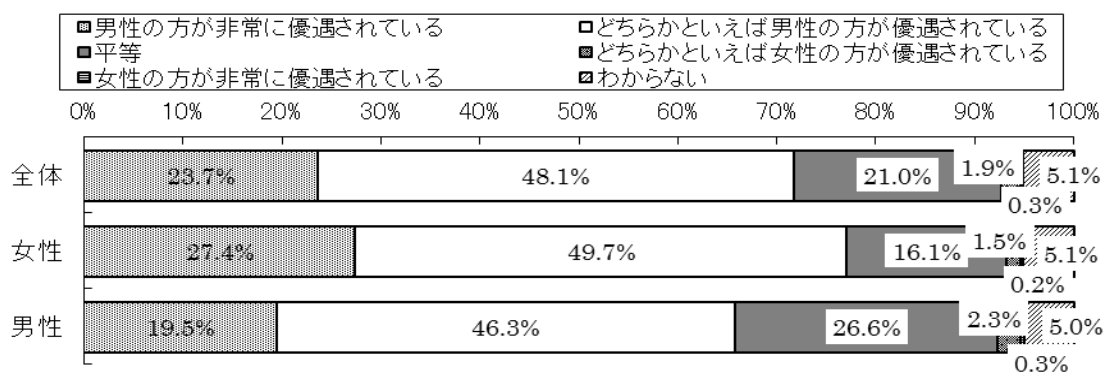
「政治の場において男女の地位は平等になっているか」という問いに対しては、男性優遇という回答が 68.4%と多数を占め、次いで平等が 17.9%、女性優遇の割合が 2.2%であった（図 2-6）。したがって、政治の場については男性の方が優遇されているという意識がかなり多いことが示された。内閣府調査においては、男性優遇の割合が 71.8%、平等が 21.0%、女性優遇の割合が 2.1%であったことから、今回の調査は全国平均と同様の傾向をもっているといえた。

性別で見えてみると、男性優遇と感じているのは男性よりも女性で多く、平等と感じているのは女性よりも男性で多いことが分かった。さらに年代別で見ると、女性の場合は 60 歳代まではほぼ類似の傾向を示しており、7 割から 8 割の人が男性の方が優遇されていると感じていた。一方男性においては年代ごとに異なった傾向が示されていた。

図 2-6 「政治の場」における男女の地位の平等感



(参考) 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査(平成 21(2009)年 10 月実施)」の結果

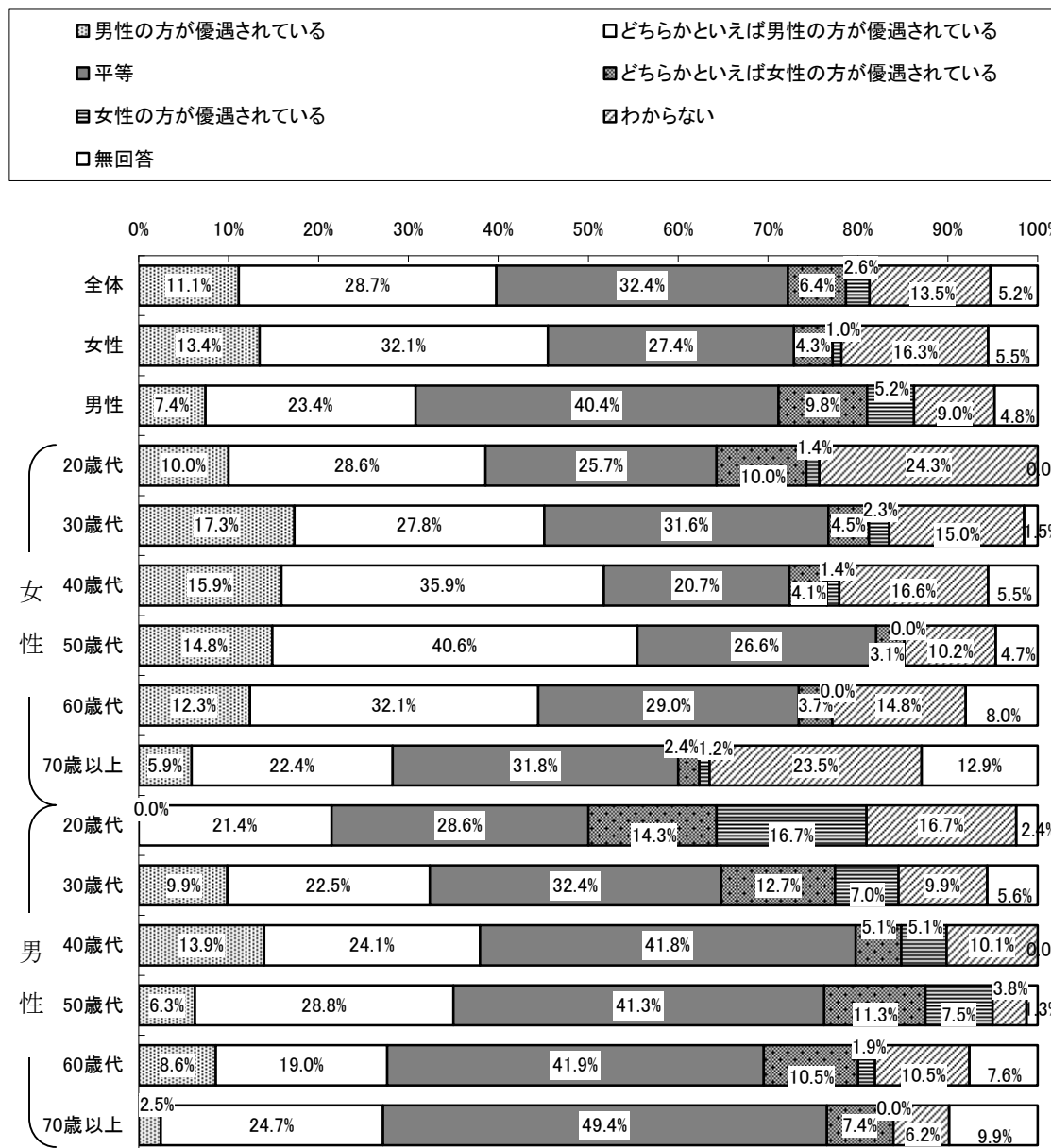


（６）「法律や制度の上」

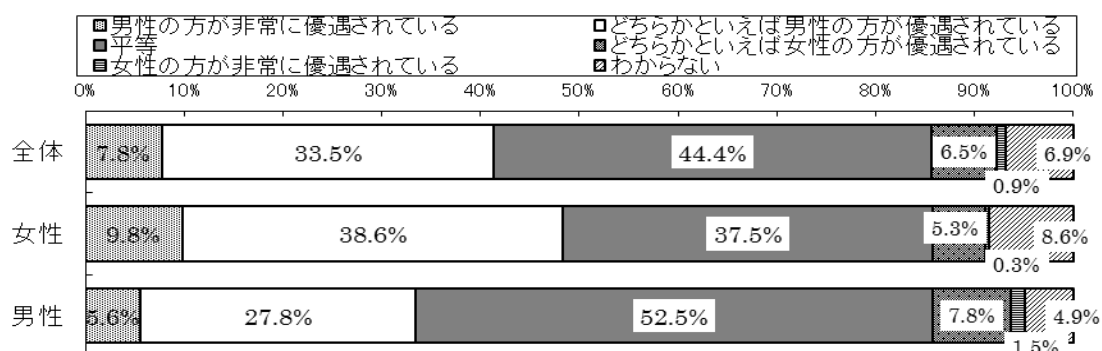
「法律や制度の上において男女の地位は平等になっているか」という問いに対しては、男性優遇という回答 39.8%と平等という回答 32.4%がほぼ同程度の割合であり、女性優遇の割合は9.0%と低いものであった（図 2-7）。内閣府調査においては、男性優遇の割合が41.3%、平等が44.4%、女性優遇の割合が7.4%であり、ほぼ似たような傾向が示されたと言えるだろう。法律や制度においては、男女平等の考え方が背景になっていることが多いものと考えられ、他の項目に比べれば平等という意識は比較的存在していた。それでもやはり男性優遇という回答は多くを占めていることから、男女間の平等感をもたらす法律や制度の改正は不十分であり、今後も求められているといえるだろう。とくに、他の項目で見られるように家庭や職場、地域社会における男女平等の実現化が困難であるという点からも、人々の平等感を推進するような法律や制度の改正が必要であろうと考えられる。

性別による差を見てみると、男性優遇と感じているのは男性よりも女性で多く、平等や女性優遇と感じているのは女性よりも男性で多いことが分かった。また、女性においては最も多い割合の回答は男性優遇 45.5%であり、次に平等という回答が 27.4%と続いているが、男性においては最も多い割合の回答は平等 40.4%であり、次に男性優遇という回答が 30.8%と続いていた。したがって、法律や制度の上での改正を考えていく場合、とくに女性の感じる不平等感を是正していくという方向が重要であろうと考えられた。

図 2-7 「法律や制度の上」における男女の地位の平等感



(参考) 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査(平成 21(2009)年 10 月実施)」の結果

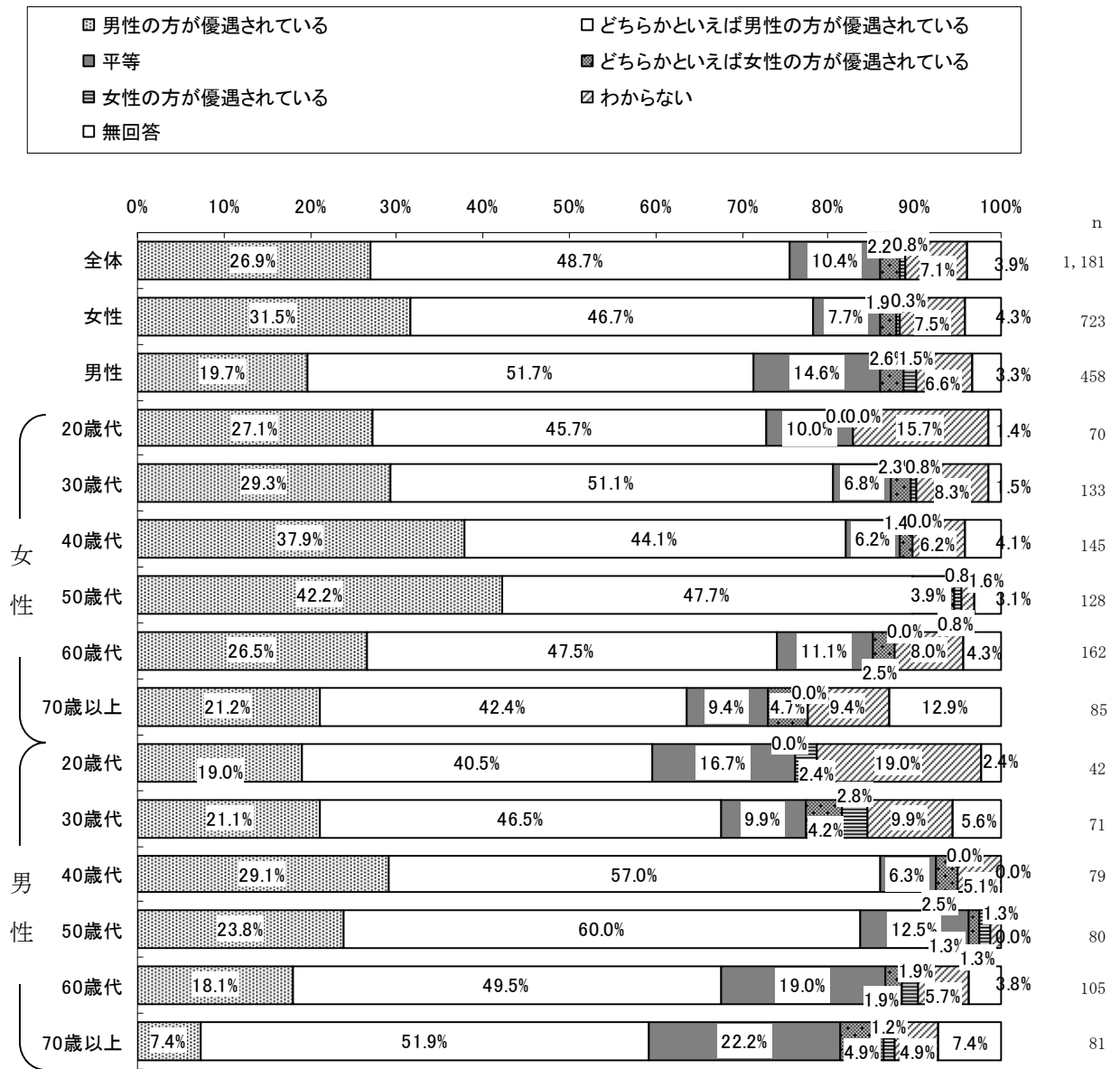


(7)「社会通念・慣習・しきたりなど」

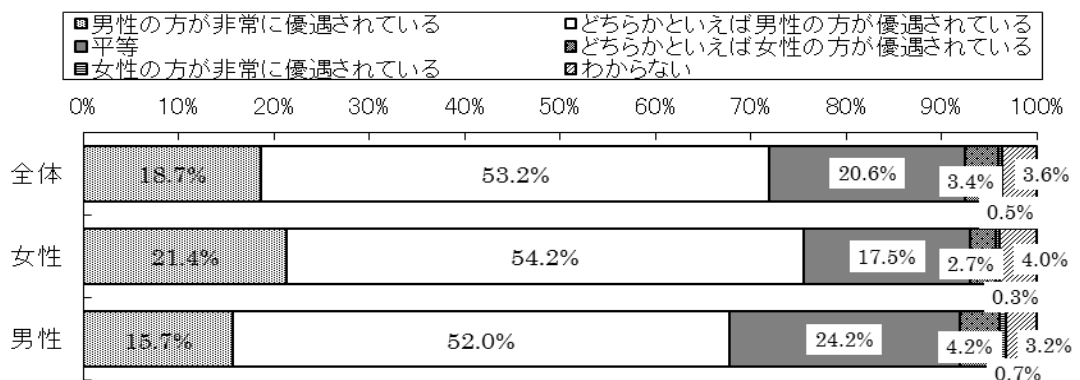
「社会通念・慣習・しきたりなどにおいて男女の地位は平等になっているか」という問いに対しては、男性優遇という回答が 75.6%と大多数を占め、平等 10.4%や女性優遇 3.0%を大きく上回った（図 2-8）。これは、内閣府調査における、男性優遇 71.9%、平等 20.6%、女性優遇 3.9%とほぼ同様の傾向であった。ここから、社会通念・慣習・しきたりといった、公的な制度や新しい考え方が浸透しづらい領域においては、圧倒的に男性の方が優遇されているという意識が強いことが明らかとなった。

性別や年代別による差を見てみると、男性優遇と感じているのは男性よりも女性で、また 40 歳代や 50 歳代で多く、平等と感じているのは女性よりも男性で多いことが分かった。しかしいずれの層においても、男性の方が優遇されているという回答の割合は大多数を占めており、社会通念などにかんしては、全体的に男性の方が優遇されているという考え方が多いといえた。

図 2-8 「社会通念・慣習・しきたりなど」における男女の地位の平等感



(参考) 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査(平成 21(2009)年 10 月実施)」の結果

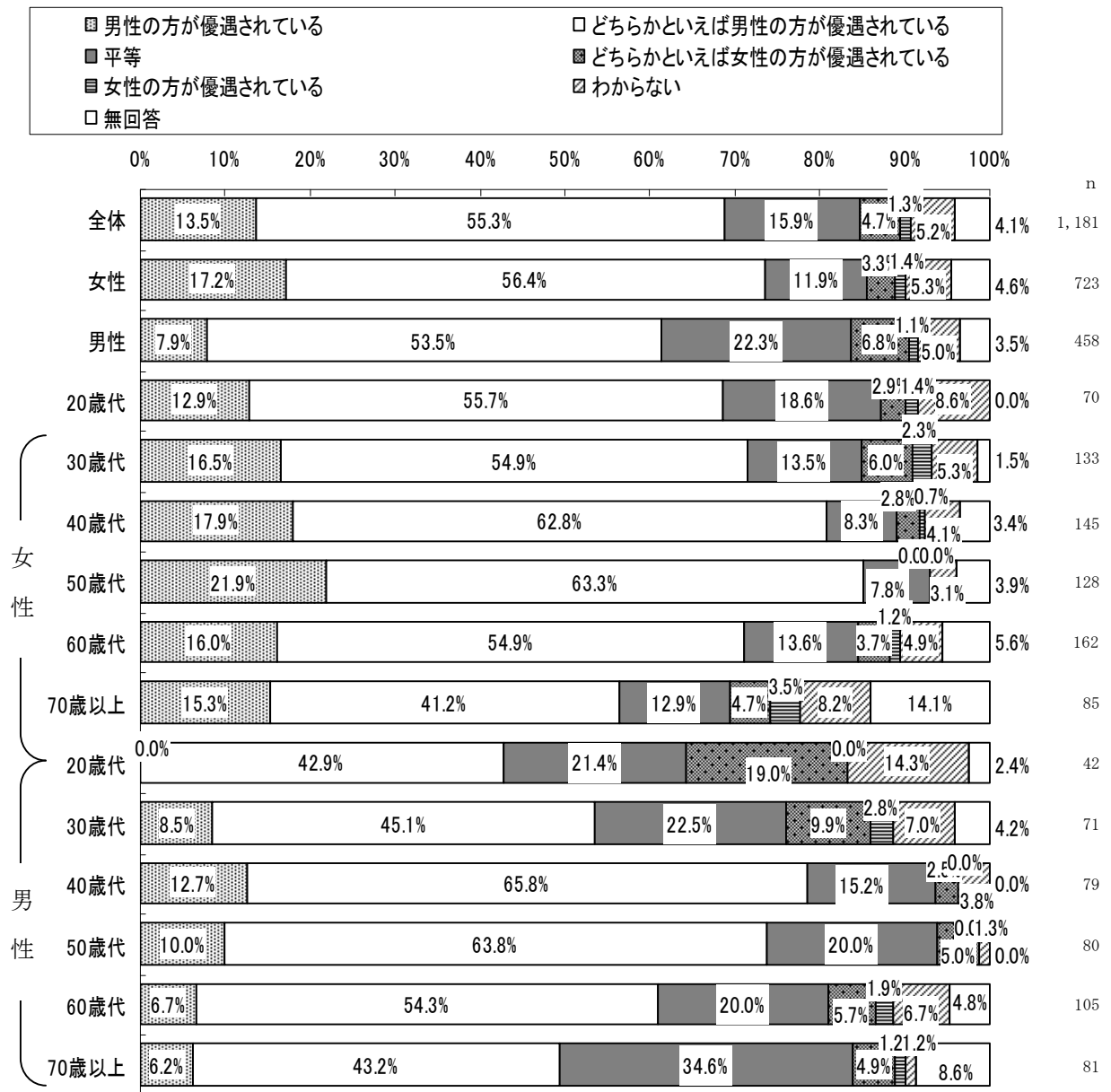


(8)「社会全体として」

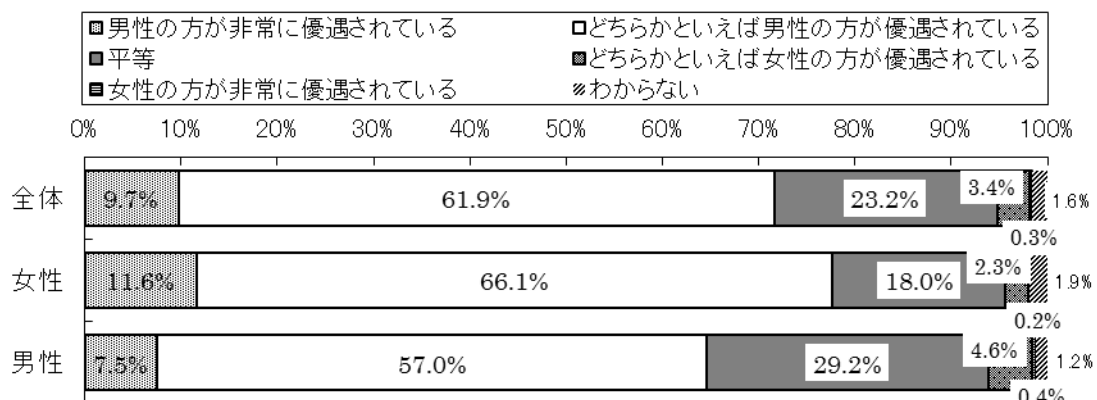
「社会全体として男女の地位は平等になっているか」という問いに対しては、男性優遇という回答が68.8%と多数を占め、平等15.9%や女性優遇6.0%を大きく上回った(図2-9)。これは、内閣府調査における、男性優遇71.6%、平等23.2%、女性優遇3.7%とほぼ同様の傾向であった。前の項目まで見てきた7つの領域におけるそれぞれの割合と比較してみると、男性優遇の割合はより高い値を示し、平等の割合はより低い値にとどまっていることが指摘されるだろう。たとえば、学校教育の場や法律や制度の上、地域活動の場といった領域での平等感は、社会全体としてみたときの平等感にはそれほど反映されていないといえる。代わりに、家庭生活や職場、政治の場、社会通念などの場で男性の方が優遇されているという感じ方が、社会全体での男性優遇の意識におおきく影響を及ぼしていると考えられた。したがって、後者の場において男女の地位の平等感を高めるような施策がより効果的であろうと考えられる。

性別で見えてみると、男性優遇と感じているのは男性よりも女性で多く、平等と感じているのは女性よりも男性で多いことが分かった。また年代別で見ると、男女ともに40歳代と50歳代で、男性優遇と感じている割合が特に高かった。

図 2-9 「社会全体」における男女の地位の平等感



(参考) 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査(平成 21(2009)年 10 月実施)」の結果



2 結婚・家庭生活についての考え方

問2 次にあげるような考え方について、あなたのご意見に最も近いものはどれでしょうか。

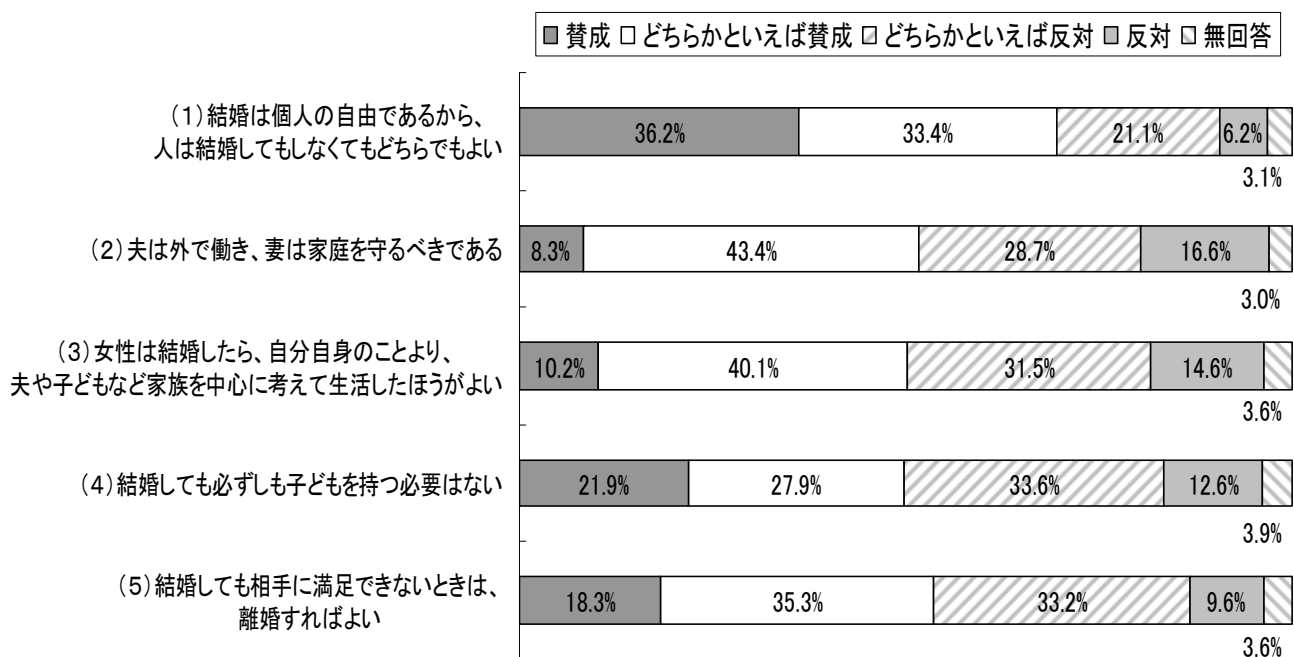
ここでは、結婚と家庭生活にかんする考え方について見てみる。上記の質問を行い、結婚と家庭生活についての考え方にかんする以下の5つの項目ごとに、「賛成」「どちらかといえば賛成」「どちらかといえば反対」「反対」の4つの選択肢から1つを選択する形式で、回答者の意見をたずねた。

- (1) 結婚は個人の自由であるから、人は結婚してもしなくてもどちらでもよい
- (2) 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである
- (3) 女性は結婚したら、自分自身のことより、夫や子どもなど家族を中心に考えて生活したほうがよい
- (4) 結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない
- (5) 結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい

まず回答者総数について、5つの項目ごとの回答の違いを見てみよう（図2-10）。

図2-10 結婚・家庭生活についての考え方

n=1,181



結婚することについての考え方をあらわした「(1) 結婚は個人の自由であるから、人は結婚してもしなくてもどちらでもよい」に対する、「賛成」「どちらかといえば賛成」(以下、「賛成の割合」と記す) という回答はあわせて 69.6%であり、結婚することは自由であるという考え方が多数を占めることが示された。また離婚することについての考え方をあらわした「(5) 結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい」という項目に対しては、賛成の割合が 53.6%であり、離婚することについても自由であるという考え方が過半数であると示された。したがって、結婚・離婚についての考え方は個人の自由に賛成する人が多い傾向があるといえた。

一方、結婚した場合についての考え方のうち、夫婦の役割分業にかんする「(2) 夫は外で働く、妻は家庭を守るべきである」に対する賛成の割合はあわせて 51.7%であり、「反対」「どちらかといえば反対」(以下、「反対の割合」と記す) をあわせた 45.3%をやや上回った。また女性の役割にかんする「(3) 女性は結婚したら、自分自身のことより、夫や子どもなど家族を中心に考えて生活したほうがよい」という項目については、賛成の割合が 50.3%、反対の割合が 46.1%と、やはり賛成がわずかに上回る程度であった。したがって、結婚した場合には伝統的な性別役割分業に賛成する人のほうがやや多いという結果といえた。

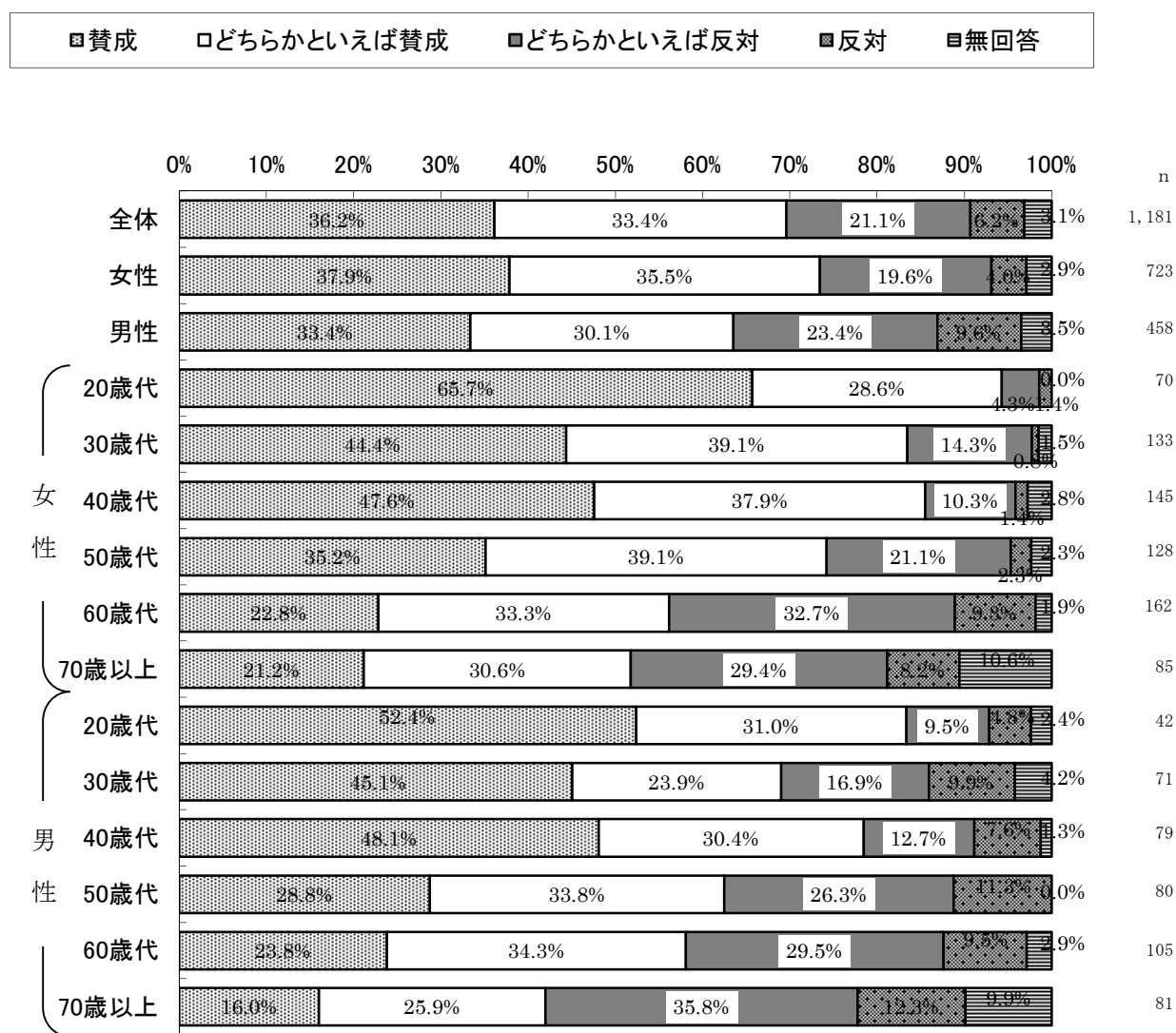
これらの結果は、矛盾しているとも指摘できるような、複層的な考え方の傾向が示されているといえる。すなわち、結婚・離婚についてはより自由な考え方が多い一方で、結婚した場合には伝統的な性別役割分業をすべきという考え方の方が多いということである。結婚・離婚は自由であるが、ひとたび結婚すればとくに女性にとっては役割が固定され従属的でケアを担うことが期待されている、という意識が反映されていると推測される。この考え方によって、結婚・離婚を自由に選択するという多様な生き方が推進されていくと考えられる一方で、結婚に対して消極的になる女性が多くなることも予想される。したがって、結婚・離婚に対する自由な考え方のみならず、結婚生活における役割がより柔軟になるような施策が重要になるだろうと考えられた。

以下では、5つの考え方ごとに、第6回調査(平成17年調査)結果および内閣府による「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成21(2009)年実施の全国調査)の結果とも比較しながら、結果を概観することにしたい。

(1)「人は結婚してもしなくてもどちらでもよい」

「結婚は個人の自由であるから、人は結婚してもしなくてもどちらでもよい」という考え方について、賛成の割合は69.6%であり、第6回調査の67.5%、第5回調査の69.8%と比較して、ほとんど変化が見られなかった(図 2-11)。また、内閣府による世論調査における結果でも70.0%であり、国と近似の結果であった。

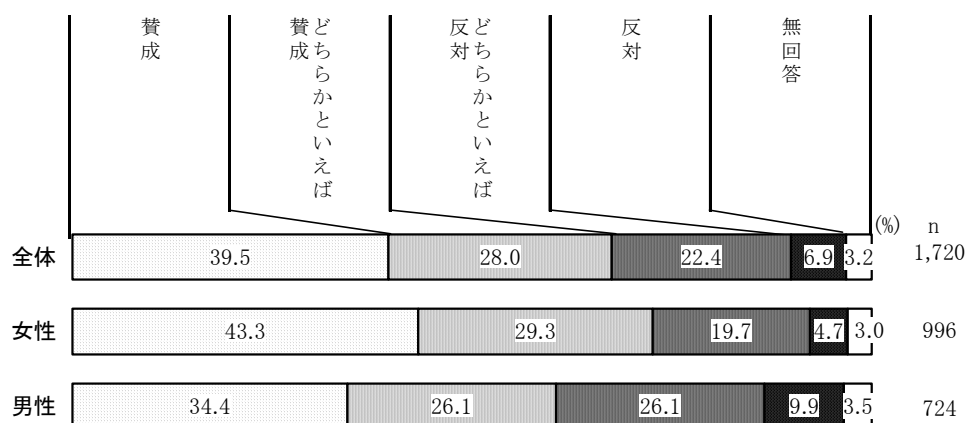
図 2-11 「人は結婚してもしなくてもどちらでもよい」という考え方



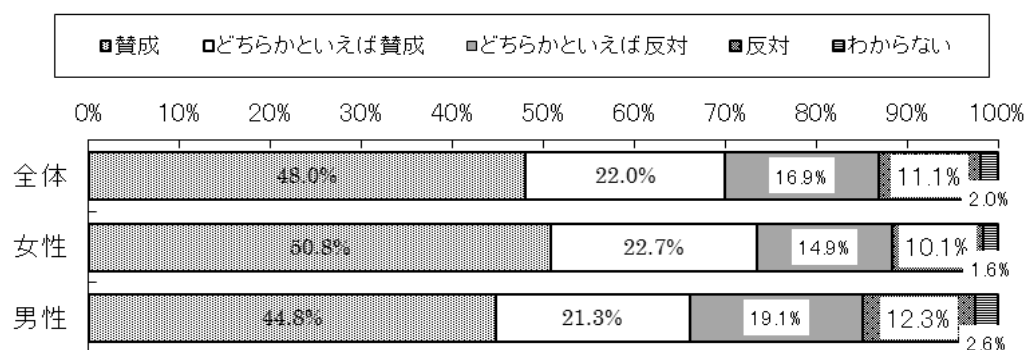
性別で見ると、賛成の割合は男性よりも女性で高く、第6回調査でも同様の傾向が見られた。またこの性差は統計的にも意味のある差であることが確認された（「賛成」を1点、「どちらかといえば賛成」を2点、「どちらかといえば反対」を3点、「反対」を4点として、女性の得点と男性の得点を t 検定（注：p.10 参照。以降省略）によって比較した。その結果、「人は結婚すべきである」という規範的な考えに対しては、女性の方が男性よりも否定的とする意見の得点が統計的に有意に高いことが分かった。これまでの調査でも同様の性差が見られており、このパターンが継続していると考えられる。ただし、年代別に見ると60歳代においては女性で56.1%、男性で58.1%と、男女の差はほとんど見られなかった。

年代による差を見てみると、全体的には若い年齢層のほうが賛成の割合が高い傾向が見られた。ただし、賛成の割合が30歳代では女性で83.5%、男性で69.0%であるのに対して、40歳代では女性で85.5%、男性で78.5%となっており、わずかであるが40歳代の方が30歳代よりも賛成の割合が高い。子育て世代である30歳代はより保守的な規範意識が強いと言えるかもしれない。

（参考）「人は結婚してもしなくてもどちらでもよい」という考え方（第6回調査（平成17年調査））



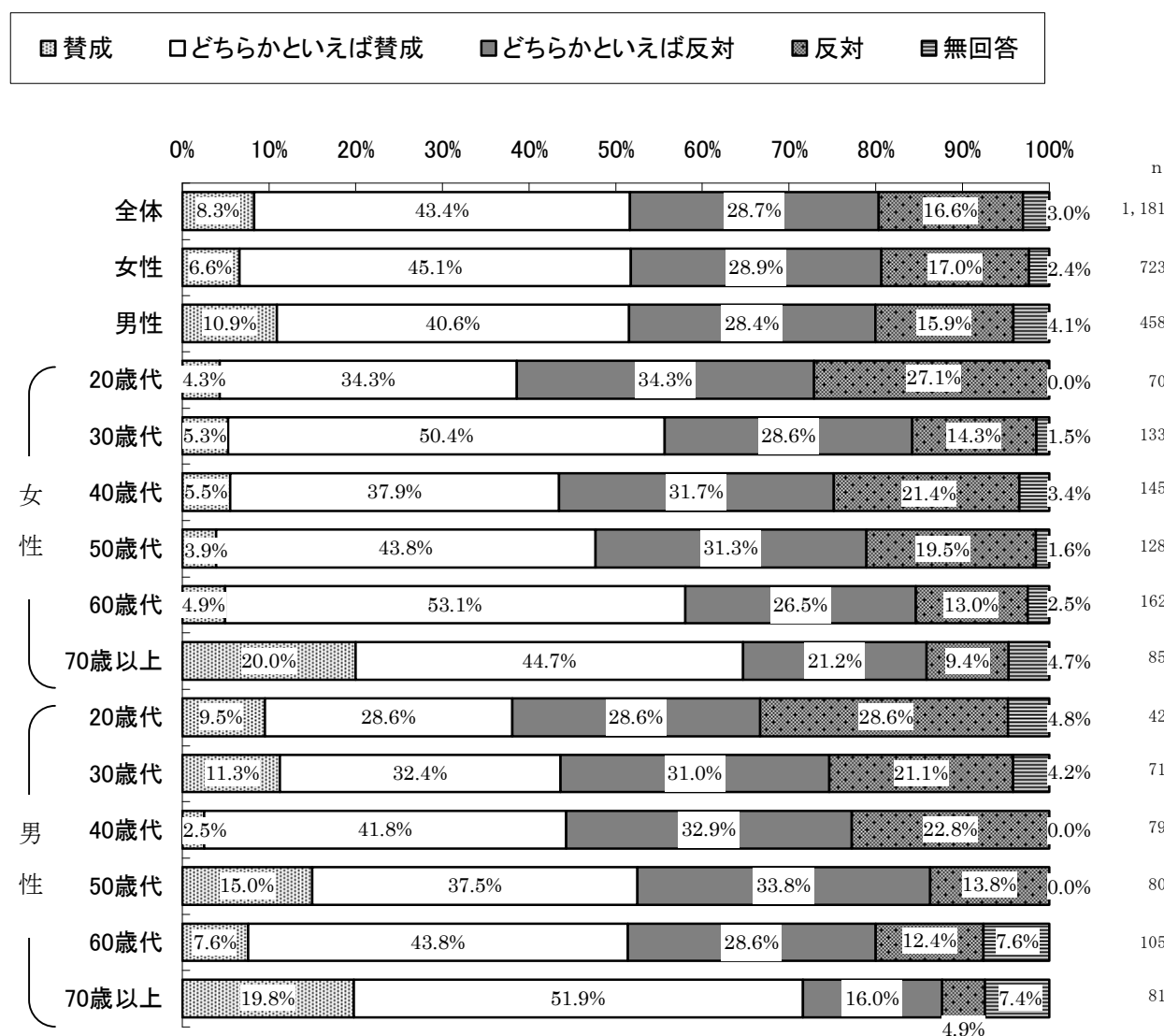
（参考）内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査（平成21年10月実施）」の結果



(2) 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方についての意見を見ると、賛成の割合は51.7%であり、反対の割合45.3%を上回った(図2-12)。第5回調査では賛成57.6%が反対41.3%を上回り、第6回調査では賛成48.7%と反対47.8%がほぼ半分ずつの割合であるというように、賛成が減り反対が増える傾向にあったが、今回はそれに逆行する結果となった。内閣府調査を見てみても、賛成が減り反対が増える傾向にあり、平成21(2009)年の調査結果では賛成41.3%、反対55.1%であったことと比較しても、今回の調査結果の特異性が示されているといえるだろう。

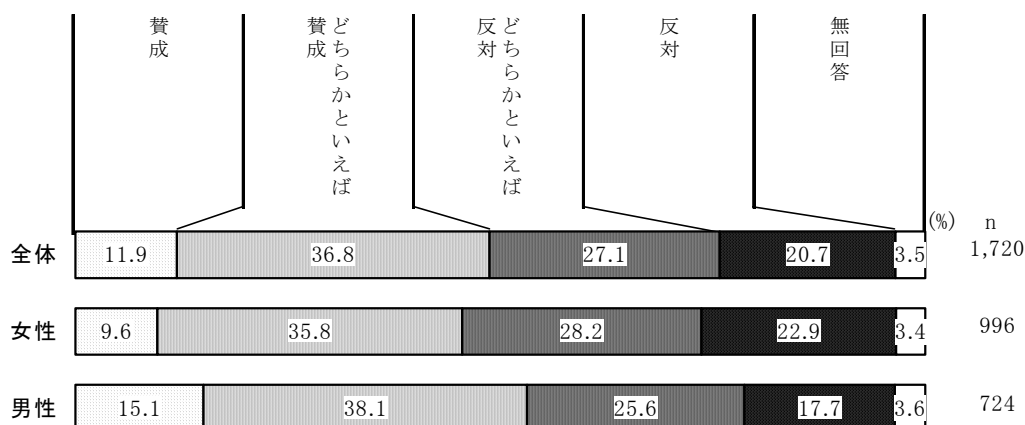
図2-12 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方



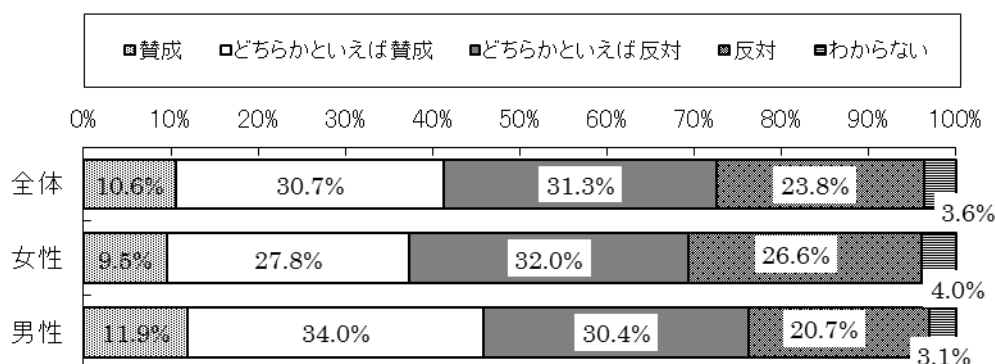
この特徴は、主に女性の回答の変化が反映した結果であると言える。男性における賛成の割合は第5回が66.3%、第6回は53.2%、今回は51.5%と賛成が減る傾向にあったが、女性では第5回が51.6%、第6回は45.4%、今回は51.7%という変化を示し、結果的に男女差がなくなっている。このように女性において伝統的な性別役割分業に賛成する意見が増加したことの理由のひとつとして、近年の経済不況が考えられる。経済不況によって雇用の調整弁としての女性労働は減少しているため、女性は自らの存在の価値を家庭役割に求めこれを担おうとする意識が高まっているのかもしれない。さらにこのような女性の傾向は30歳代で顕著であり、他の年代とは異なって、賛成の割合が反対の割合を上回るほどであった。この世代の女性は、子育てをしている者が多く、就業率も他の世代より低い。したがって、このような実際の生活状況に適応するように、性別役割分業の考え方に賛成した割合が高かったものと推測される。

なお男性においては、年代が若くなるほど賛成の割合が減り、反対の割合が増える傾向にあった。これまでの調査と比較して、賛成が減り反対が増えているという傾向であることと合わせて考えると、男性においてはここ10年で家庭の中での性別役割分業に反対する割合が増え、若い人ほどその傾向が高くなっているのではないかと示唆された。

(参考)「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方(第6回調査(平成17年調査))



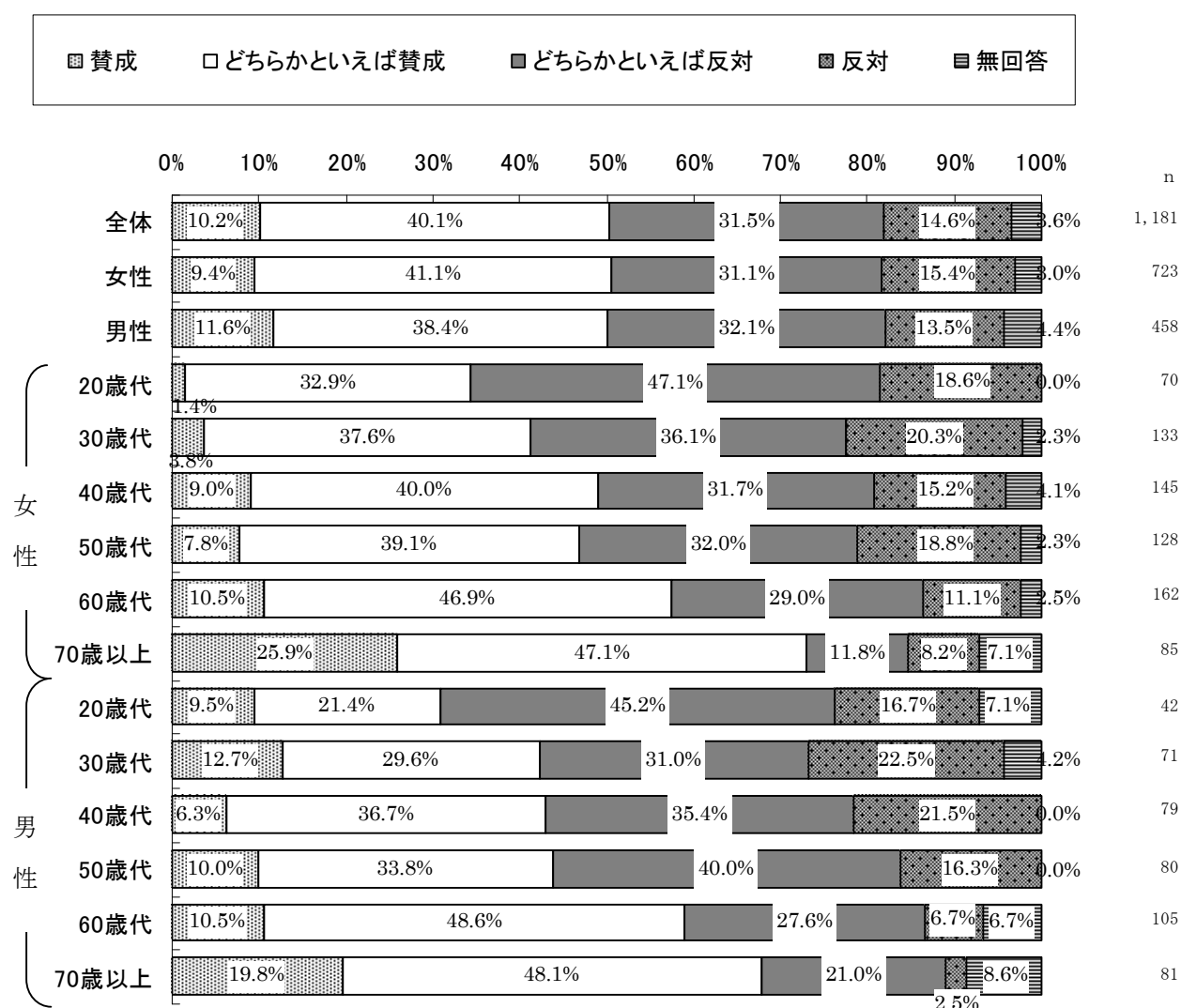
(参考) 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査(平成21年10月実施)」の結果



(3) 「女性は結婚したら家族を中心に考えて生活したほうがよい」

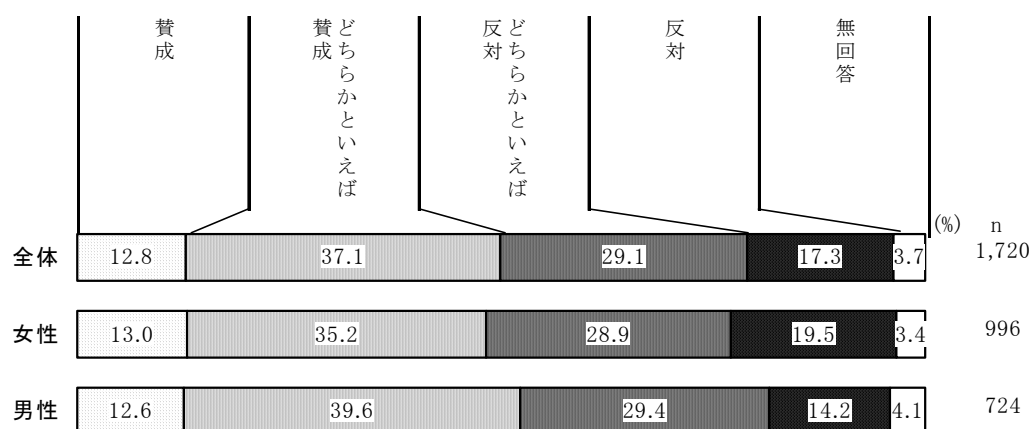
「女性は結婚したら、自分自身のことより、夫や子どもなど家族を中心に考えて生活したほうがよい」という考え方についての意見を見ると、賛成の割合は 50.3%であり、反対の割合 46.1%をやや上回った（図 2-13）。第 6 回調査では賛成の割合は 49.9%、反対の割合が 46.4%であったことから、この考え方についての意見は 5 年間でほとんど変わらない傾向であると言える。

図 2-13 「女性は結婚したら家族を中心に考えて生活したほうがよい」という考え方



性別で見ると、女性と男性の賛成と反対の割合にはほとんど差が見られない。また年代別においては、おおむね年代が若いほど賛成の割合が低くなるという傾向が見られた。したがって、若いほど女性に家族のケアを求める考え方は否定されるということが分かった。

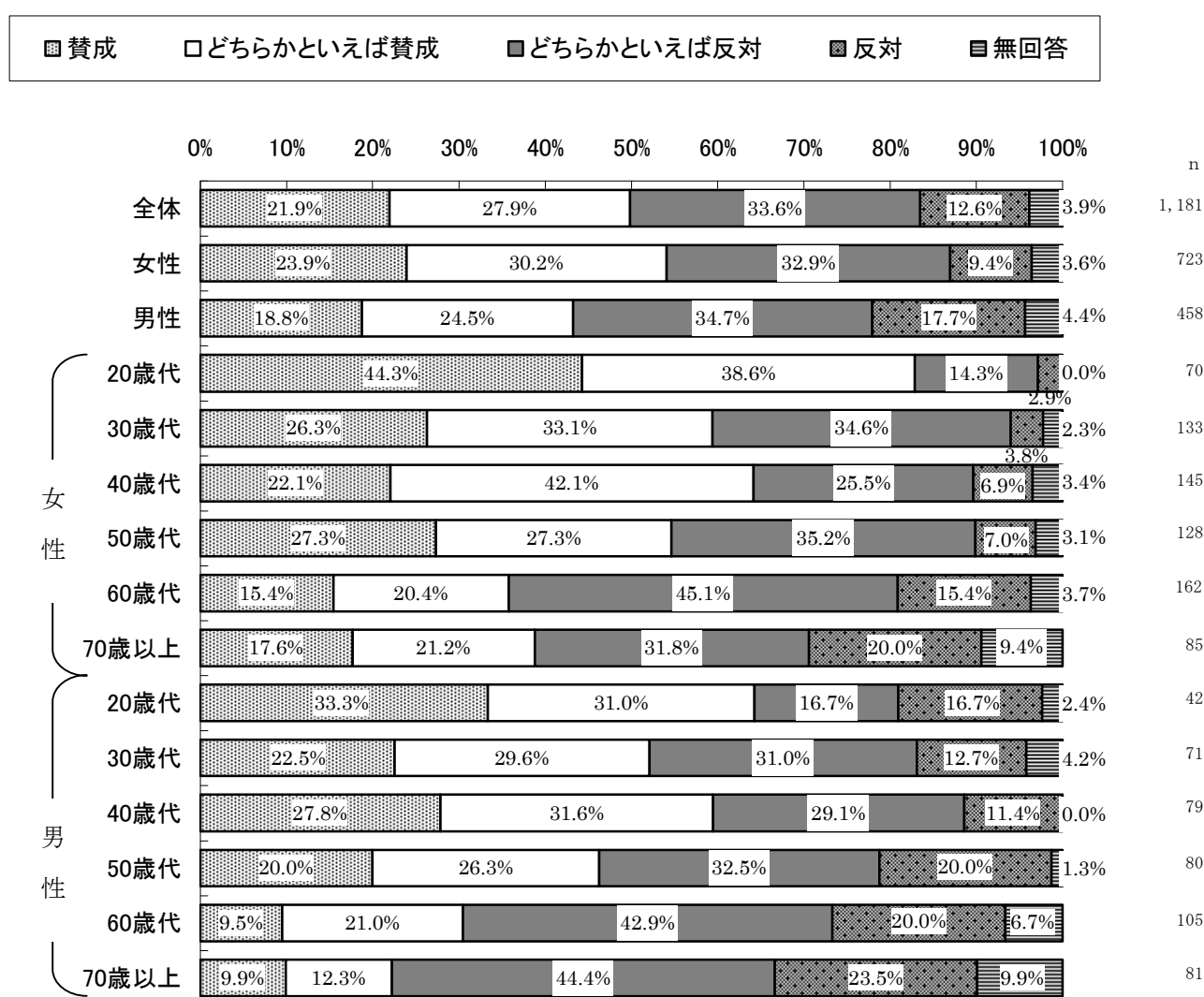
(参考) 「女性は結婚したら家族を中心に考えて生活したほうがよい」という考え方 (第6回調査 (平成 17 年調査))



(4) 「結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない」

「結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない」という考え方についての意見を見ると、賛成の割合は49.8%であり、反対の46.2%をわずかに上回った（図2-14）。第5回と第6回の調査では賛成の割合が45%前後、反対の割合が50%前半であり、反対の方が上回っていたが、今回の調査は賛成と反対が拮抗してきたといえるだろう。なお内閣府調査では賛成が42.8%、反対が52.9%であったことと比べると、名古屋市は全国平均と比べて、子どもを持つことについて伝統的な家族観をもつ割合が低いといえた。

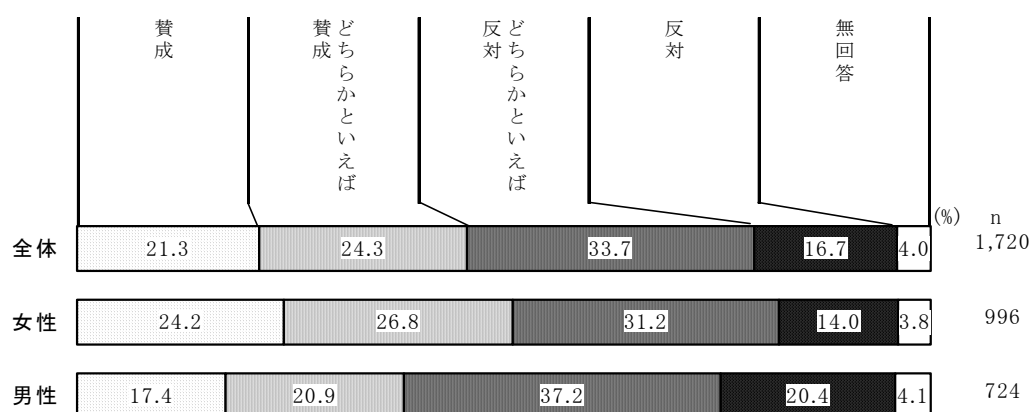
図2-14 「結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない」という考え方



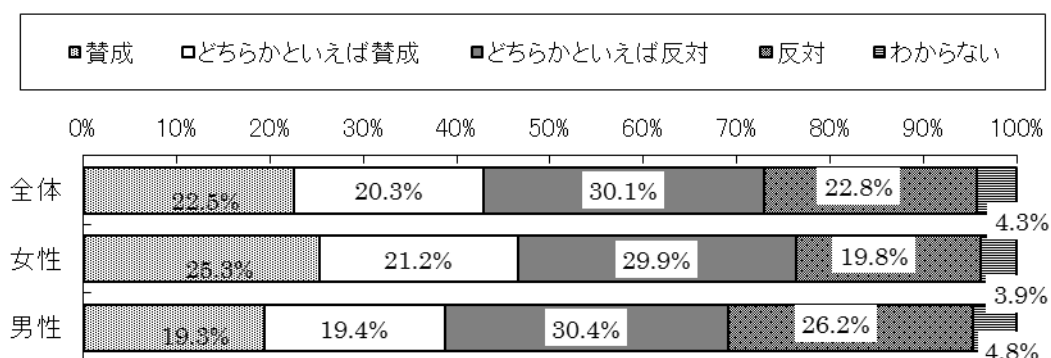
性別で見ると、男性よりも女性のほうが賛成する割合が高く、t 検定によっても有意な性差が確認された。この性差はどの年代でも同様の傾向が見られた。

そして年代別に見ると、おおむね年齢が若いほど賛成の割合が多くなる傾向があったが、30 歳代は 40 歳代よりも賛成の割合が少なく、反対の割合が多いという特徴が見られた。この年代は、子どもを持つことについて、自分自身の現時点あるいはごく近い将来での問題としてとらえている場合が多いと推測されるため、他の年代の傾向と異なった結果が示されたものと考えられた。

(参考) 「結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない」という考え方 (第 6 回調査 (平成 17 年調査))



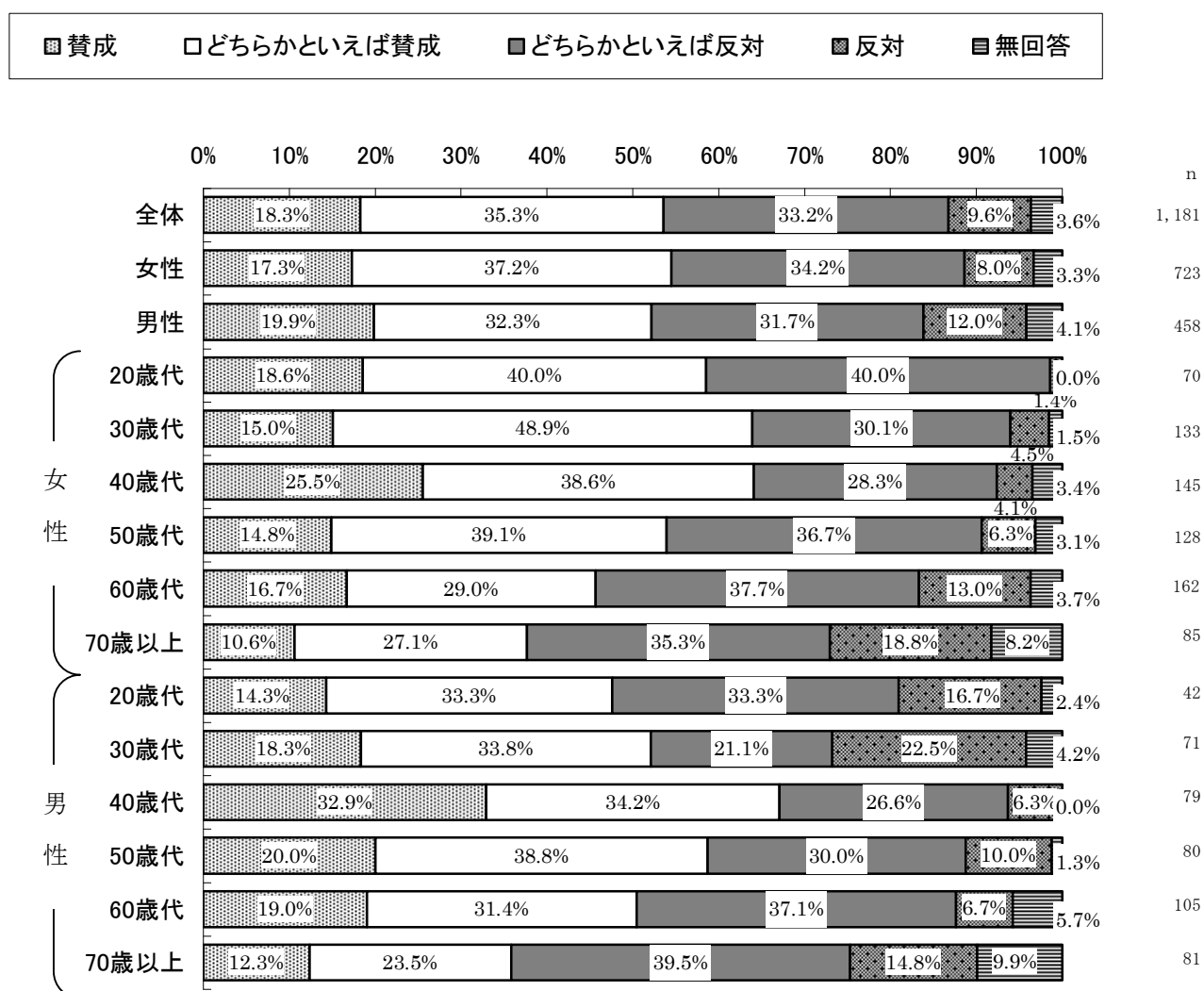
(参考) 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査(平成 21 年 10 月実施)」の結果



(5) 「結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい」

「結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい」という考え方に賛成する割合は53.6%であった(図2-15)。第5回と第6回の調査ではともに54.5%であったため、離婚に対する価値観にはこの15年間で大きな変化は生じていないことが分かる。内閣府調査では賛成が50.1%であり、全国平均とも同じような回答傾向であることが示された。

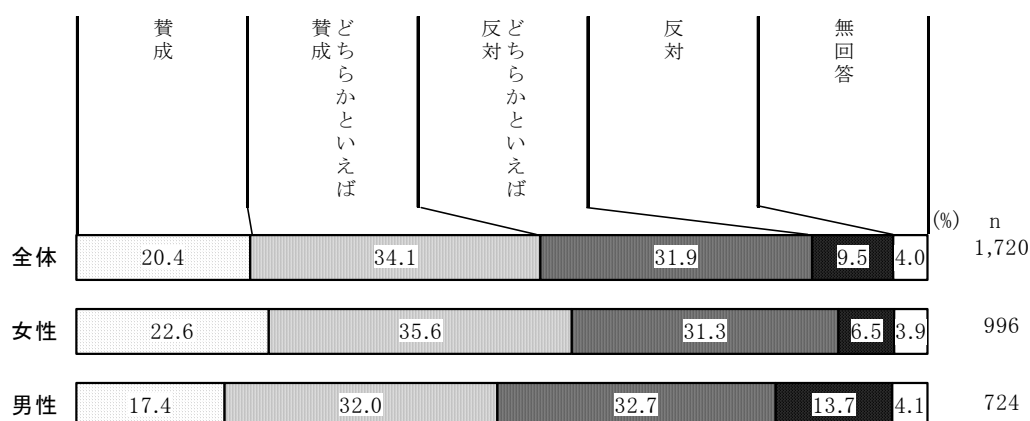
図2-15 「結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい」という考え方



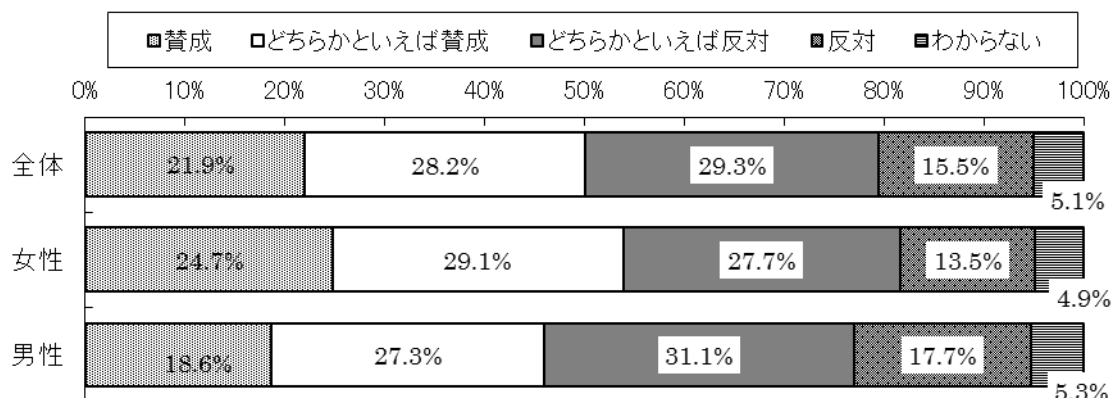
性別で見ると、女性と男性で賛成を示す割合がほぼ同程度であった。第6回調査では約9ポイントの差で、また内閣府調査では約8ポイントの差で、女性の方が多く賛成していたことと比較すると、ここに男女差が見られなかったことは今回の調査の特徴と考えられる。

このような結果の背景をさぐるためにさらに年代別に見ると、20歳代と30歳代では女性の方が男性より10ポイント程度多く賛成しているが、40歳代から60歳代では、男女の差が少なかったりむしろ男性の方が女性より多く賛成していた。すなわち、全体としては男女差は見られなかったが、くわしく見ると若い世代で女性の方が男性よりも賛成する一方で、中年の世代で男性の方が女性よりも賛成しており、それらの差が相殺されたと示された。そして、これまでの傾向や全国平均の傾向と比較すれば、40歳代と50歳代の男性で離婚に対して賛成する割合が高いということが、きわだった特徴であるといえる。この新しい特徴が今後も継続する傾向であるかを、次回以降の調査で引き続き検討する必要があるといえよう。

(参考)「結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい」という考え方(第6回調査(平成17年調査))



(参考) 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査(平成21年10月実施)」の結果



3 介護の担い手に対する希望

問3 あなたは、老後もし日常生活が不自由になったら、主に誰に世話をしてほしいですか。

高齢化が進むとともに、親または義理の親の介護に当事者としてかかわる可能性は高まる。介護や育児といったケア労働は、周知の通り、女性にとっての仕事と家庭の両立を阻害することが多いために、社会および家庭における男女の平等に対する障害のひとつとなりうる。この調査では、上記の質問に対して、「配偶者」「息子」「娘」「子どもたち全員」「息子の配偶者」「娘の配偶者」「在宅サービス事業者（ホームヘルパー等）」「施設（老人ホーム等）に入る」「その他」という9つの選択肢から1つを選択する形式で、老後の介護に関する考え方に関する意見をたずねている。

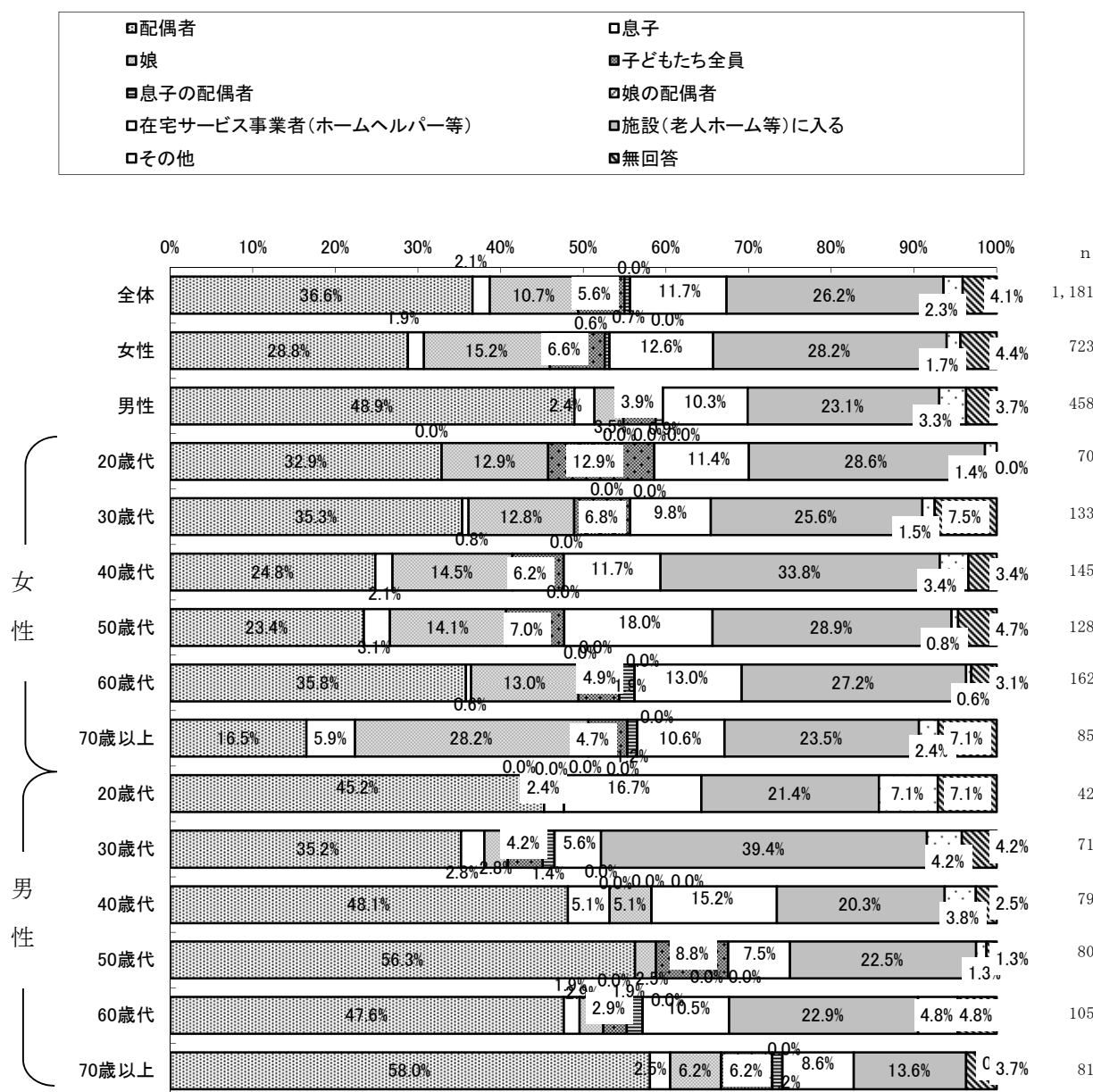
結果を見ると、「配偶者」を選択した36.6%と「施設に入る」を選択した26.2%で半分を超え、その次に「娘」と「在宅サービス事業者」がそれぞれ10%程度であった（図2-16）。そして、「息子」「息子の配偶者」を選択した割合は極めて低く、「娘の配偶者」は選択されなかった。また、家族による世話か（配偶者、息子、娘、子どもたち全員、息子の配偶者、娘の配偶者の合計）、家族外のサービス利用か（在宅サービス事業者、施設に入るの合計）で見ても、その割合の比率はおおよそ6：4であった。また介護の場所として、在宅なのか（配偶者、息子、娘、子どもたち全員、息子の配偶者、娘の配偶者、在宅サービス事業者の合計）、施設なのか（施設に入る）という観点からまとめると、その割合の比率はおおよそ7：3であった。このような結果は、第6回の調査とほぼ同様の傾向であった。したがって、介護の場としては依然として在宅を求める割合が高く、その中でも家族に介護してもらいたいと希望する割合が高いことが示された。

性別による違いを見てみると、男性の方が介護の担い手として家族を求める割合が女性よりも高かった。さらに介護の担い手として選択された家族員の傾向が性別によって大きく異なっており、女性の場合は「配偶者」と「娘」が多く選ばれているのに対して、男性の場合は「配偶者」を選択するものがほとんどであり、「娘」の選択はそれ以外の子どもと同様に非常に少なかった。また、家族外のサービス利用についても、「在宅サービス事業者」「施設に入る」のいずれも、女性の方が男性よりも高い割合を示した。したがって、男性は配偶者に期待する傾向が非常に強いという特徴があること、一方女性は配偶者、施設、娘、在宅サービス事業者と、ある程度選択がばらついているという特徴があるといえた。

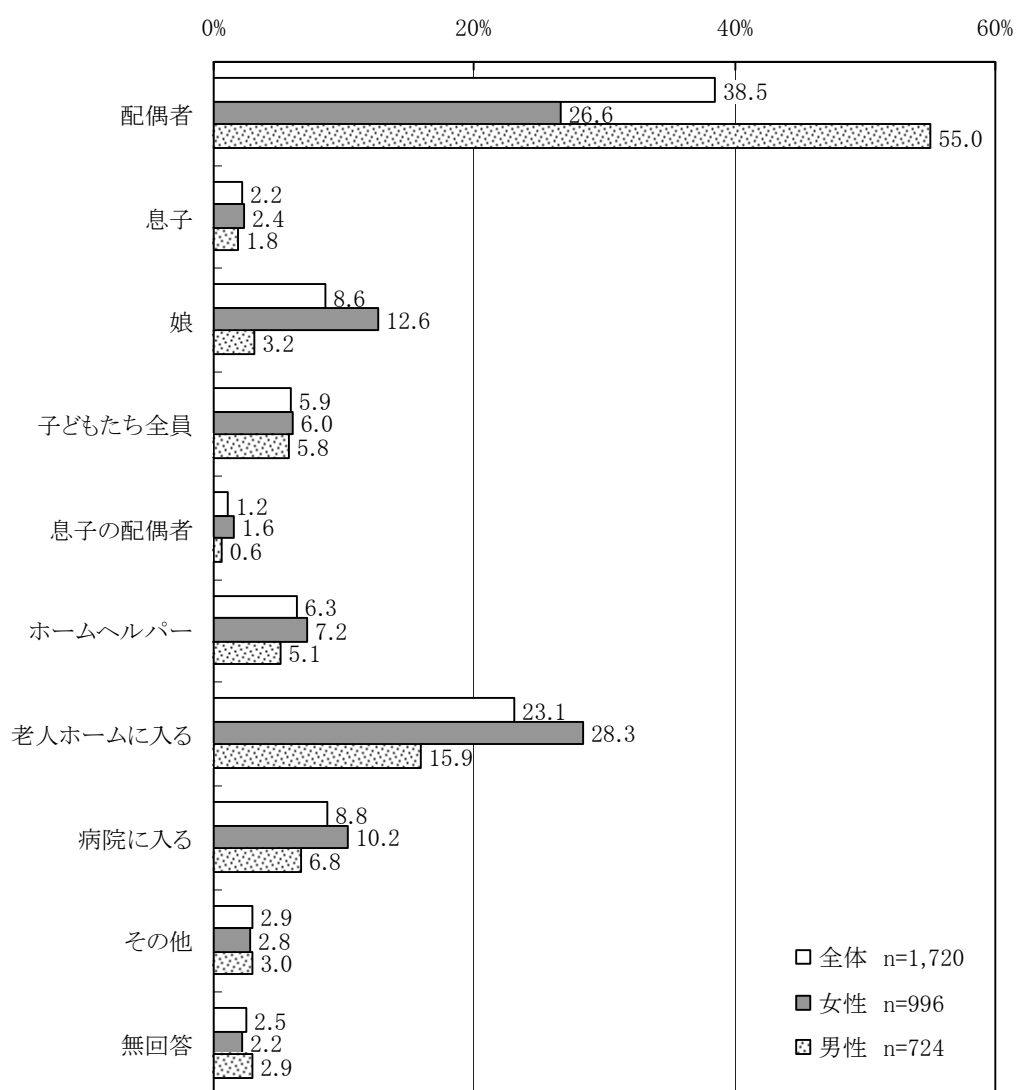
さらに年代別による違いを見ると、女性では20歳代、30歳代の若年層と60歳代、70

歳代以上の高齢層では家族に担い手を期待する割合が高いが、40歳代と50歳代では家族に期待する者と家族外に期待する者に二分される傾向があった。これは、自分自身が介護をする立場にあったり、それが期待されている立場にある中年層の女性が、介護の厳しさに直面していることから、家族外のサービス利用を求めやすいということを示していると推測される。また男性においては、年代が若いほど家族外のサービスを利用する割合が高くなっており、とくに20歳代と30歳代では、女性よりもその割合が高いほどである。一方、介護の問題が身近になっている高齢層では、年代によるばらつきがややあるものの、おおむね高い割合で家族による介護を求めている。

図 2-16 介護の担い手に対する希望(複数回答)



(参考)介護の担い手に対する希望(第6回調査(平成17年調査))



以上から、自分の老後における介護についてどのような担い手を期待するかにかんして、「配偶者」への期待がもっとも大きく、「施設に入る」ものがそれに次ぐという傾向が持続していることが指摘できる。また、女性の場合は比較的家族外のサービスを利用する傾向にあたり、介護の問題をケアする側からとらえていると推測される回答結果であったが、男性の場合はとくに高齢層で配偶者を中心とした家族に期待しており、介護の問題をケアされる側からとらえていると推測された。

このように、ケアの領域においても、依然として女性にその負担がかかる意識になっていることが明らかとなり、これに対する施策が必要であると考えられた。

4 選択的夫婦別氏制度についての考え方

問4 現在、選択的夫婦別氏制（希望する夫婦が別々の姓を名乗ることができる制度）が議論されていますが、あなたは、この制度を認めた方がよいと思いますか。それとも認めない方がよいと思いますか。

民法第750条が定める「夫婦同姓原則」については、男女のどちらかの姓を称する制度であるが、実際にはほとんどの夫婦が夫の姓を称していることから、改姓する女性に不利益や不都合が生じやすいことが指摘されている。現在、希望する夫婦が別々の姓を名乗ることができる選択的夫婦別氏制度の導入に向けた取り組みが進められているが、法制化はまだ実現していない状況にある。

この調査では上記の質問に対して、「認めたほうがよい」「認めないほうがよい」「どちらともいえない」から1つを選択する形式で意見をたずねた。

その結果、「認めないほうがよい」とする割合は43.1%と最も多くを占め、「認めたほうがよい」とする22.0%の二倍近くであった。そして、「どちらともいえない」とする割合は32.9%みられた（図2-17）。

第6回調査では「現在の法律では、夫婦は夫または妻のどちらかの姓を名乗ることになっていますが、あなたは、夫婦が別々の姓を名乗ることを認める方がよいと思いますか。それとも別々の姓は認めない方がよいと思いますか」という質問に対して、今回と同じく「認めたほうがよい」「認めないほうがよい」「どちらともいえない」から1つを選択するよう求めている。問いの表現がやや異なるためその回答結果を直接比較することには留意が必要であるが、概ね同意の質問への回答であるものとして比較すると、「認めたほうがよい」とする割合にはほぼ変化は見られなかったが、「認めないほうがよい」という割合が約7ポイント増え、逆に「どちらともいえない」という割合は約5ポイント減った。したがって、第6回調査の時点で「どちらともいえない」という回答であった割合が、「認めないほうがよい」という回答に移行したものと考えられる。これは、第6回調査時点よりもこの制度の認知度が高まり、それによって意見が明確な方向に進んでいることを反映しているのではないかと考えられる。ただし、質問の文章の書き出しとして、第6回は夫婦同姓の現状を提示したのに対して、今回は夫婦別姓の新しいあり方を提示したことが影響しているのかもしれない。

性別で見ると顕著な違いがあり、男性で約50%が「認めないほうがよい」と答え、「どちらともいえない」という約25%の二倍近くを占めているのに対して、女性では「認めないほうがよい」という意見と「どちらともいえない」という意見がいずれも4割弱で

同程度の値を示した。この男女による回答傾向の差は、この問題に対する男女の当事者としての感覚の違いによるものと考えられる。すなわち、現状では女性が改姓する場合がほとんどであるため、別姓になった場合には男性よりも女性の方が新しく特異な選択をする状況に直面すると考えられ、その当事者としてのとまどいが、女性の「どちらともいえない」という回答の多さに反映しているものと推測された。

また「認めたほうがよい」とする割合は、女性が 23.2%、男性が 20.1%とわずかに女性の方が高かったが、その性差は第6回調査よりも少ないものであった。ここから、夫婦別姓を認めたほうがよいという意見は、2割程度の人がある性別に関わらずもっていることが示されているといえるだろう。

性別・年代別に見ると、女性においては 20 歳代で他の年代よりも「認めたほうがよい」とする割合が高く、「認めないほうがよい」とする割合が低い。そして 60 歳代と 70 歳代以上では他の年代よりも「認めないほうがよい」とする割合が高く、「認めたほうがよい」とする割合が低かった。30 歳代から 50 歳代はその中間にあり、「認めないほうがよい」割合が「認めたほうがよい」割合をわずかに上回っていた。したがって、20 歳代と 30 歳代の間、50 歳代と 60 歳代の間に、意識の差があると考えられた。

一方男性においては、30 歳代と 50 歳代で「認めたほうがよい」とする割合が高く、同じ年代の女性よりも高いほどであり、特徴的であるといえた。その一方で、「認めないほうがよい」とする割合は、どの年代でも一貫して女性よりも高い割合を示していた。

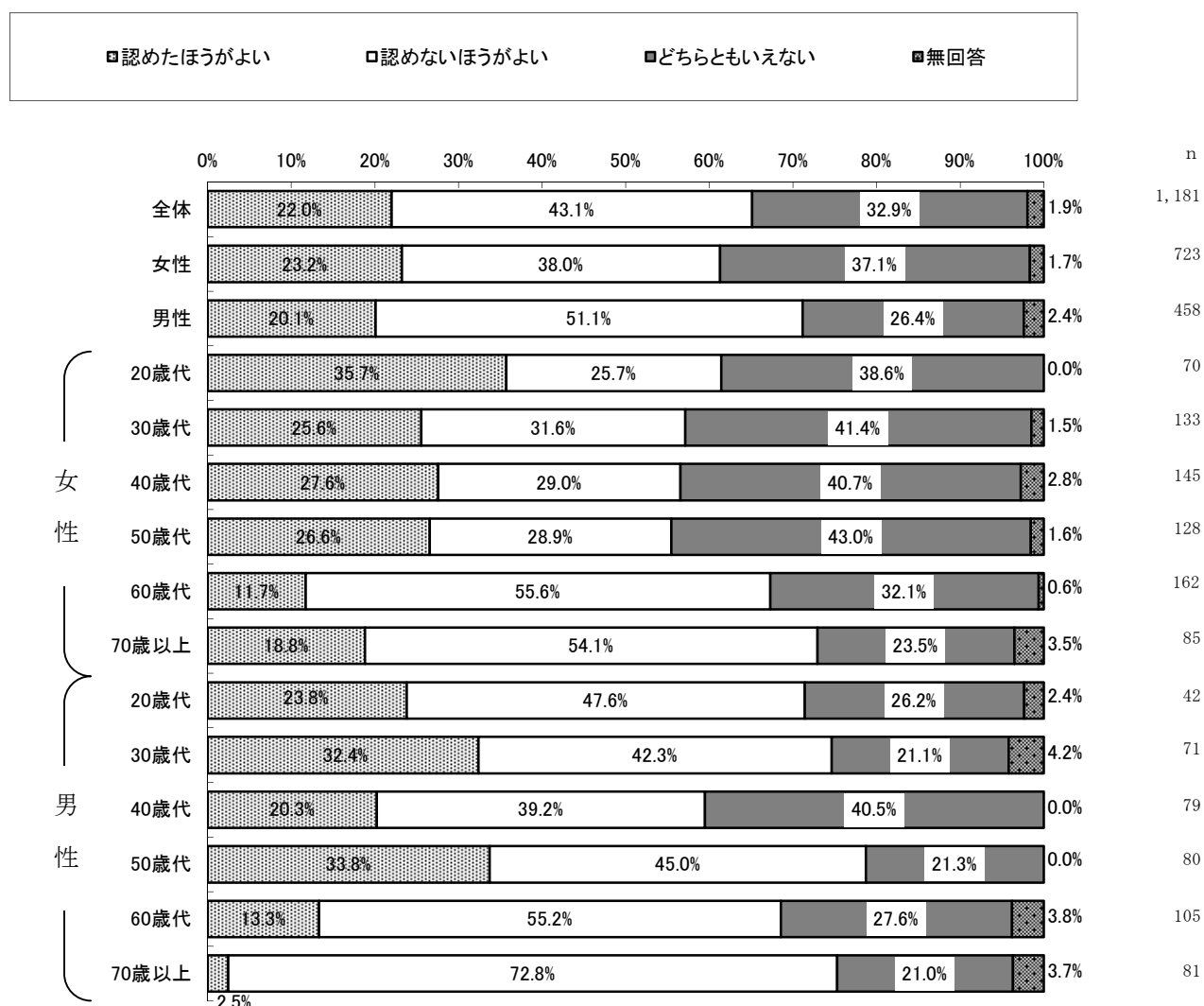
したがって男性では、この制度に対しては反対する意見が多くを占め、それは女性よりも高い割合であったが、30 歳代と 50 歳代に限り、この制度に賛成する意見も反対意見に近い割合で存在しているといえた。男性の年代別データ数は十分な数ではないため、結果が安定していないという問題はあるものの、意見に多様性が見られているという点は注目できるだろう。

また、年代ごとに性差を見てみると、20 歳代における男女の意識に大きな差があることが分かる。女性では「認めたほうがよい」とする割合は 35.7%であり、「認めないほうがよい」という 25.7%を上回っているが、男性では「認めないほうがよい」という意見 47.6%が「認めたほうがよい」という 23.8%を上回っている。この年代は他の年代に比べて今後結婚する者が多いと想定されるが、そのような状況にある女性は別姓を希望し、男性は同姓を希望しているという意識の違いが明確にあることがうかがわれた。

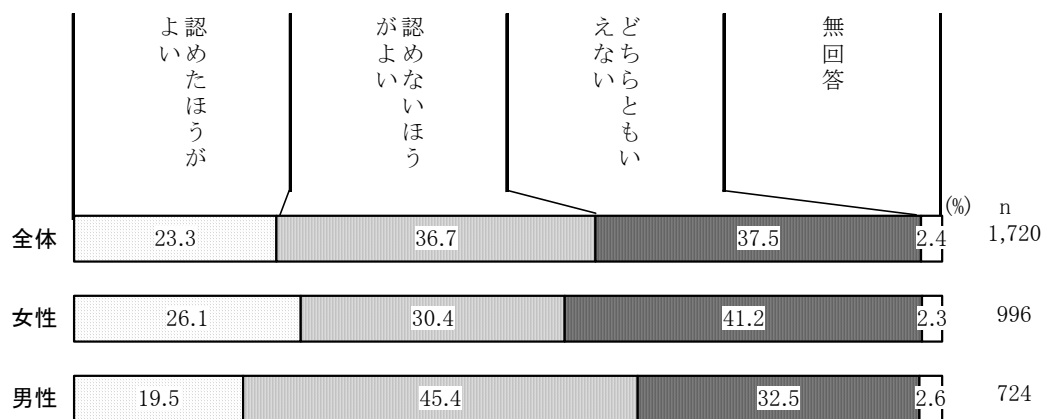
なお全国では、平成 18 (2006) 年に内閣府が「家族の法制に関する世論調査」の中で、「現在は、夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗らなければならないことになっているが、「現行制度と同じように夫婦が同じ名字（姓）を名乗ることのほか、夫婦が希望する場合には、同じ名字（姓）ではなく、それぞれの婚姻前の名字（姓）を名乗ることができ

るように法律を改めた方がよい。」という意見があります。このような意見についてあなたはどのように思いますか」といった質問を行ったところ、法律改正してもかまわないとする者は 36.6%、法律を改める必要はないとする者は 35.0%、通称使用についての法律改正はかまわないとする者は 25.1%であった。また、経年変化を見てみると、法律改正に賛成する者は減少し、反対する者は増加していた。質問文および選択肢が今回の調査とは異なるためそのまま合わせて議論することはできないが、おおむね選択的夫婦別氏制度に対して賛成する傾向は変化しなかったり減少しており、代わりに反対する傾向が増加していると指摘できるだろう。選択的夫婦別氏についての議論が活発になり始めた 1990 年代には、それに反対するという意見はあらかしづらかったが、年数が経つにつれ社会的な規範意識も変化し、反対意見も表明しやすくなったのかもしれない。

図 2-17 選択的夫婦別氏制度についての考え方



(参考)夫婦別姓についての考え方(第6回調査(平成 17 年調査))



5 家庭内役割分担

問5『現在結構していらっしゃる方（事実婚を含む）』におたずねします。

次にあげる家事について、あなたのご家庭では、主に誰が分担していますか。

家庭における日常的な家事や、育児、介護といった労働については、役割分担の現状はどのようになっているのだろうか。以下では、家庭における役割分担の実態と変化について見てみる。

この調査では、現在結婚している人のみを対象として、上記の質問に対して、「夫」「妻」「夫婦」「家族全員」「その他の人」という5つの選択肢から1つを選択する形式で、家庭における様々な労働について分担がどのようになされているかたずねた。家事項目は、「掃除」「洗濯」「買い物」「食事のしたく」「食事の後片付け、食器洗い」「家計の管理」であった。また、子どもをもつ人を対象として、「子どもの身の周りの世話」「子どもの気持ちを受け止めること」「子どものしつけや教育」についてたずね、介護をしている人を対象として「介護が必要な親の世話、病人の介護」についてたずねて、同様に答えを求めた。これら合計10の項目についての結果のうち、無回答を除いたものの割合を示した（図2-18）。なお、削除した無回答には、非婚者や子どものいない者など問いに該当しない者と、該当しているが回答をしていない者の両方が含まれているため、その点を留保したうえで結果を解釈する必要がある。

結果を見ると、家事についてはいずれの項目においても、主たる分担者を「妻」とする割合が過半数を超えた。各項目を「妻」とする割合が高い順に並べると、「食事のしたく」(86.7%)、「洗濯」(83.7%)、「食事の後片付け、食器洗い」(73.1%)、「掃除」(70.9%)、「買い物」(63.0%)となった。一方、「夫」とする割合は「家計の管理」以外は1割に満たず、「夫婦」とする割合も、「買い物」や「掃除」「食事の後片付け、食器洗い」「家計の管理」で2割前後選択されたのにとどまっている。したがって、家庭内の家事分担において、一貫して妻に過重となっていることが確認された。ただし第6回調査と比較すると、すべての項目において、「妻」を選択した割合がわずかに減り、代わりに「夫」を選択した割合がわずかに増えていることから、微弱な傾向ではあるが、徐々に男性が家事に参加している傾向も指摘される。

またこれを男女別に見てみると、いずれの項目においても、「妻」と選択する割合は男性よりも女性で多く、「夫」「夫婦」と選択する割合は女性よりも男性で多かった。すなわち、男女ともに自分自身が家事に関与しているという認識がなされやすいものと考えられた。

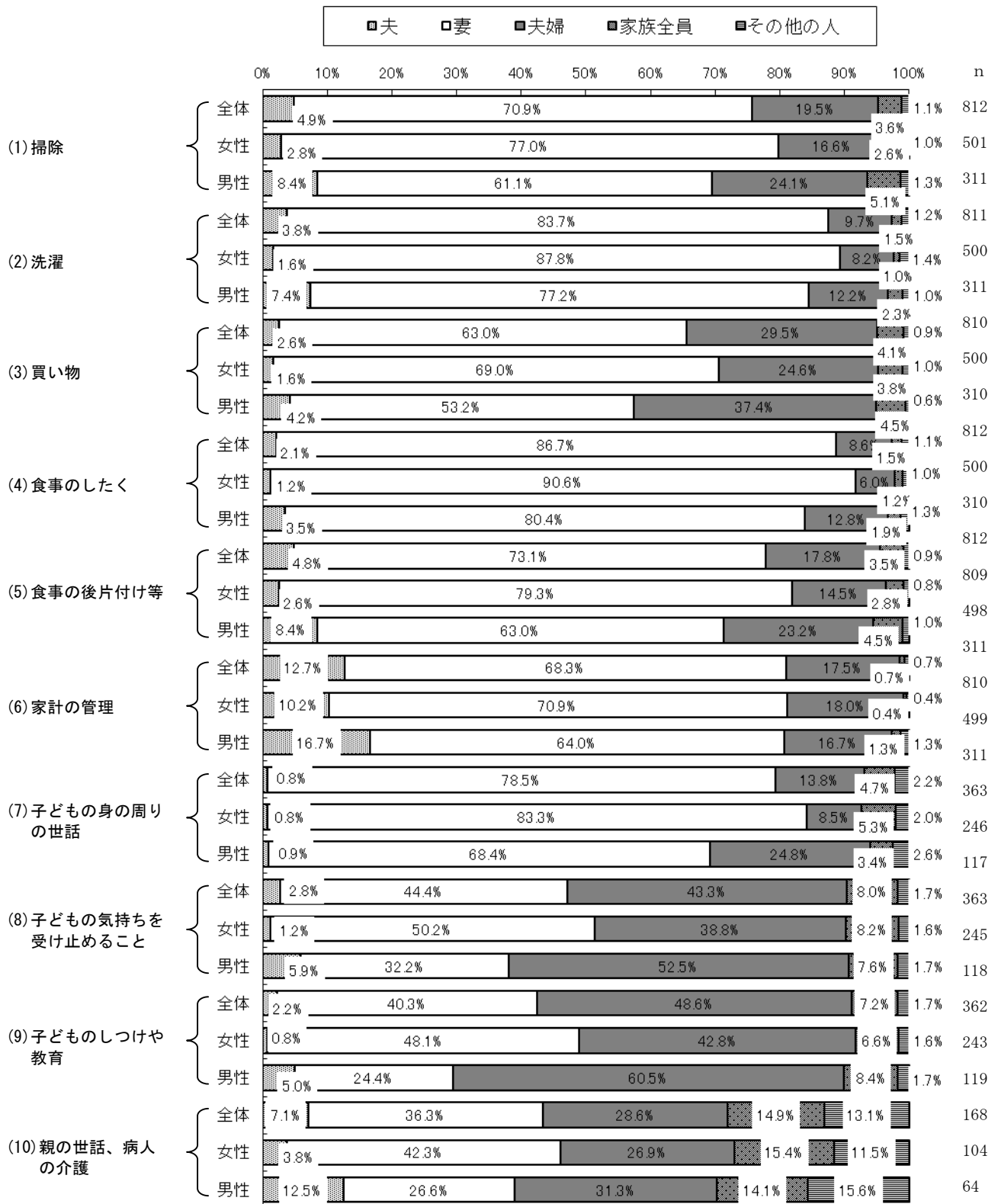
次に子育てについての項目を見てみると、「子どもの気持ちを受け止めること」「子どものしつけや教育」といった点では、「妻」と「夫婦」が同程度に選択されていた。したがって、子育てのうち情緒的な側面については妻ばかりでなく夫婦で対応している場合も多いことが見出された。ただし、「子どもの身の周りの世話」といった実的な側面においてはやはり妻の負担が多い傾向であった。

子育てについての回答も男女別に見てみると、やはり「妻」という選択肢は男性よりも女性で多く回答され、「夫」や「夫婦」という選択肢は女性よりも男性で多く回答されていた。とくに「子どもの気持ちを受け止めること」と「子どものしつけや教育」については、女性は妻が行っているという回答が多く次に夫婦で行っているという回答であったが、男性は夫婦で行っている回答が過半数を占めていた。すなわち、男性は子育てに関して夫婦で共同・分担して行っているという意識である一方で、女性はそうに感じる割合は男性よりも少ないということが指摘できる。この男女差は、子育ての場における夫婦間の認識のずれにつながるものと推測され、子育て支援の観点からもこのずれの是正を求める必要があるといえよう。

また介護については、「妻」が担う割合と「夫婦」が担う割合がそれぞれ3割前後見られた。介護については、妻ばかりではなく、夫婦で担っている現状もあるようである。

総じて、夫婦の間における家事分担の平等は少しずつ進んでいるが、夫の家事参加について大きな変化はまだ見られないようである。全国規模の他の様々な調査も同様の結果を示していることを考えると、今後も家庭内における男女の平等を進めるような働きかけを様々なかたちで進めていく必要があるだろう。

図 2-18 家庭内役割分担(無回答・非該当を除く)



(参考)家庭内役割分担(第6回調査(平成17年調査))

